

# 官報 号外

平成十五年七月十八日

## ○ 第百五十六回 参議院会議録第四十一号

平成十五年七月十八日(金曜日)

午後零時二分開議

○ 議事日程 第四十一号

平成十五年七月十八日

正午開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案(衆議院提出)

### ○ 本日の会議に付した案件

一、政策評価に関する決議案(白浜一良君外九名発議)(委員会審査省略要件)

以下 議事日程のとおり

よって、本決議案を議題といたします。  
まず、発議者の趣旨説明を求めます。白浜一良君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔白浜一良君登壇、拍手〕

○ 白浜一良君登壇、拍手

主党・保守新党・民主党・新緑風会・公明党、日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案に係る政策評価に関する決議案につきまして、発議者を代表いたしまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

### 政策評価に関する決議案

我が国は厳しい財政事情の下で、無駄を排した効果的かつ効率的な行政の推進が求められています。しかし、これまでの行政においては、法律の制定や予算の獲得等が重要視され、一度政策が決定されると、その効果や内外の社会経済情勢の変化あまり考慮せずに政策を継続することが多くありました。

この際、お諮りいたします。

白浜一良君外九名発議に係る政策評価に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

ことを目的としている。

政策評価制度は、導入されてからまだ日が浅く、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な反映など改善すべき課題が多い。今後、政策評価の重要性は一層増大することから、政策評価の質的向上を図り、政策評価情報の国民への積極的な提供と内容の充実に努めることにより、政策評価の信頼性・実効性を高め、同制度を定着させることが必要である。

よって政府は、政策評価制度の充実・発展を図るため、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、政策評価の実施に当たっては、政策評価の精度及び客観性を高めるため、可能な限り定量的な評価手法を採用するとともに、政策評価の結果を次年度の政策に適切に反映させるため、政策評価書の早期作成・公表及び評価の拡充に努めること。

二、総務省による評価専担組織としての政策評価の結果を踏まえ、各行政機関は、政策の見直し・改善に向けた措置を講ずること。また、総務省は、各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について的確なフォローアップを行うこと。

三、容器包装のリサイクルの促進に関する政策については、容器包装廃棄物の減量化と資源としての利用を更に推進する必要があることから、リターナブル容器の使用を一層増大させる方策を講ずるとともに、分別収集等に係る費用負担の在り方にについて拡大生産者責任の徹底を図ることを含め、同政策の検証作業を進めること。

以上でございます。

政策評価は、政策の効果を測定分析し、客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案や実施を的確に行うための重要な情報を提供するものであります。平成十四年度は、各行政機関により約一万一千件の政策評価が実施され、そのうち約五千件の政策について、廃止等を含む改善、見直しが行われました。さらに、総務省においては、評価専担組織として、各府省の政策の統一性又は総合性を確保するための政策評価が、また各行政機関が行った政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための審査が、それぞれ行われております。これらの政策評価等については、行政機関が

と。

五、リゾート地域の開発・整備に関する政策については、社会経済情勢や国民の余暇活動に対するニーズ等の変化により、総合保養地域における特定施設の整備状況や利用実績が当初見込みと比べ大幅に下回っていることから、道府県の同意基本構想の廃止等も含めた抜本的な見直しを促進させるよう、国の基本方針を早急に改めること。

六、障害者の就業等に関する政策については、障害者の社会的・職業的自立の促進に資するため、養護学校等生徒の就労支援や就職した卒業者の職場適応・定着支援の実施に際し、関係機関は一層の連携協力を図りつつ、きめ細かな施策の充実に努めること。また、障害者の法定雇用率達成に向けて、事業主に対する指導等の徹底を図ること。

七、政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策については、民業補完に徹し、民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえつつ、政府金融機関等の改革を着実に進めることとするが、当面は、中小企業等の経営環境に最大限配慮し、政府金融機関等の積極的な活用を図ること。

右決議する。

行う政策の評価に関する法律に基づき、平成十四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告として取りまとめられ、今国会に初めて提出されております。

政策評価については、評価結果を当該政策に適切に反映することが求められておりますが、各行政機関の行う政策評価は甘くなりがちであります。と、政策評価書の作成、公表が遅れがちであることなどの問題が指摘されております。したがって、政策評価の実効性、信頼性を高めるには、総務省から公表された政策評価書等を含め、政策評価の実施状況及び政策の改善状況を国会として監視していく必要があります。

このため、行政監視委員会では、各行政機関と総務省が行う政策評価を立法府の立場から検証することにより、当該政策の改善見直しへの確結び付けることが必要であると考え、今国会において、総務省から公表された政策評価書を中心にお、各府省の所管する当該政策等に関し集中的に調査を行ってきました。その結果、委員会で集約された意見について本院の意思として明らかにすることがこれから行政に求められる国民本位の無駄を排した効果的、効率的な行政を推進させることになるという結論に達し、各派合意の下に本決議案を提案した次第であります。

何とぞ皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。  
本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票ボタンをお押し願います。（拍手）

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。（拍手）

政府としては、御決議の趣旨を十分尊重し、引き続き政策評価制度の充実発展に努めてまいります。（拍手）

投票総数  
二百一十七  
反対  
賛成  
一百一十七 ○

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） ただいまの決議に対し、総務大臣及び福田国務大臣から発言を求められました。順次発言を許します。片山総務大臣。

〔国務大臣片山虎之助君登壇、拍手〕

○国務大臣（片山虎之助君） 政策評価制度は、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進し、国民に対する行政の説明責任を徹底するものであり、政府を挙げて取り組んできております。

ただいま御決議のありました政策評価の精度及び客観性の向上並びに評価結果の政策への適切な反映につきましては、御決議の趣旨を踏まえ、今後とも各府省と連携しつつ一層努力してまいります。

また、総務省の評価結果を踏まえた政策の見直し状況のフォローアップにつきましては、御決議の趣旨を踏まえ、その的確な実施に努力してまいります。（拍手）

本法律案は、身体に重度の障害がある選挙人について選挙権行使の機会を拡充するため、郵便等による不在者投票の対象者を拡大するとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものについて、代理記載の制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴取した後、選挙権行使の機会の確保策、郵便等投票における代理記載制度の公正性担保等について質疑が行われました。

○議長（倉田寛之君） 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長杏樹哲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長杏樹哲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。（拍手）

投票開始  
二百一十三  
反対  
賛成  
一百一十三 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票ボタンをお押し願います。（拍手）

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

したほか、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を進めてまいりました。

議の中でも明らかになりました。これを他の民間企業に例えて言えば、ある企業が、今は経営は安泰

ものと考えます。  
いずれにしても、取りあえず以上の理由だけで

の御本意ではなく、事の重大性に対する認識を共有していくだけれども、これを切に願うものでありま

委員会における質疑の主な内容は、予定期率引下げという破綻予防措置が必要な理由、保険業の継続が困難となる蓋然性の判断基準、予定期率引下げに対する国民的忍耐力、情報開示の充実度、保

だが十年後にはつぶれるかもしれないの、既に顧客や取引先と約束している契約書の内容や取引条件を自社に有利なように一方的に変更させてほしくない。」

も十二分に今次法案に反対する蓋然性が認められるものと思います。

す。  
いずれにしても、高木長官の、業法の目的以上の裁量権があるとか、行政に期待を抱かせたこと

丁寧に文を記す回目が読みやすいや懇親感の必要性を述べ、改めて「議論」の重要性を強調する。議論の重要性を強調する。議論の重要性を強調する。

あります。しかし、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して大塚耕平委員、日本共産党を代表して池田幹幸委員及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の平野達男委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

し」と申し出ることと同してあります。全く理論的、不能の物言いであります。十年後の経営不安を称して破綻の蓋然性があるというのならば、日本じゅうすべての企業が破綻の蓋然性があるものと言えます。蓋然性は今次法案のキーワードであります。

について一言申し述べます。  
高木長官の行動は、行政手続法や国家公務員法等に著しく抵触している蓋然性が高く、厳しく断罪すべきものと考えます。驚くべき所業と言わざるを得ません。

自体が罪だという趣旨の物言いは法眼にあるまじき発言であります。果ては今次法案に関連した議員立法の方針にまで言及し、与党議員の皆さんをまるで自分の道具のごとく差配する趣旨の発言を行っている高木長官の姿は、不遜、傲慢のそしりを免れません。このような長官の下で提出された法案は、そもそも選民たる私ども国会議員が神聖な議会の場で審議すること 자체がはばかられま

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

第三に、保険契約者の債権は、通常の破綻処理で言えます。不要な法案に膨大なマンパワーを費やす金融厅は、人手が余っている蓋然性があります。

容、すなわち生保の予定期率引下げのことにも言及しています。つまり、今次法案の審議過程における金融庁の答弁と全く異なることや、国会の場で正直に答弁しないような内容まで、実に朗々と

高木長官には、深く反省を求めるとともに、監督下の企業を恫喝し、議会を混乱させ、はじめに職責を果たしている金融庁の多くの職員の皆さんに重い課題を背負わせた自らの所業に思いをは

○議長（倉田寅之君） 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。大塚耕平君。  
〔大塚耕平君登壇、拍手〕  
○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平で  
す。

であれば一般債権に優先して弁済されるのに対し、法案の内容では一般債権に劣後することになります。保険契約者にとって有利との金融庁の説明は、基本的な優劣関係において事実に反してい る蓋然性があります。金融庁は保険契約者の利益を保護するのが目的と言っていますが、守るという意味の保護ではなく、約束を一方的に破るとい う意味での反故の間違いではないでしょうか。

このほか、保険契約者が自己負担と見做するつ

述べているのです。詳しい内容を御存じない議員の皆様もいらっしゃると思いますが、詳細は議事録に記録されておりますので、是非御一読いただき、事の重大性と今次法案との関連性を御認識いただきければ幸いります。

せ、この際潔く身を引くことを求めます。  
最後に、桐鳴、強要、蓋然性は今年の流行語大賞になる蓋然性があると思います。審査委員会を桐鳴、強要することなく、高木長官がフェアに大賞を受賞されることを切に祈念いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)  
○議長(倉田寛之君) 池田幹幸君。

〔池田幹幸君登壇、拍手〕

本法案の問題点、論理矛盾点を挙げれば枚挙にいとまがなく、これほどぞざんな法案をよく提出したものだと、ただただ感心するばかりであります。

このほか、保険会社の財務状況や経営実態などに関する情報開示が不十分な点など、細かい問題を挙げれば切  
りがありません。

る。」歴史的資本になるものと思します。いすゞとしても、次期国会以降も総務委員会や行政監視委員会等の場でこの問題を継続的に審議していく必要があります。

（池田乾幸君 私は 日本共産党を代表して、保険業法一部改正案に反対する討論を行います。本法案に反対する第一の理由は、契約者が受け取る保険金を最大四〇%も削減し、国民の将来に重大な打撃を与えるものだからであります。

以下、主な反対理由のみ申し述べます。  
まず第一にお伝えしたい点は、仮に本法案が成立した場合、どのような生命保険会社について予定利率引下げを認めるのかという基準であります。

利率引下げの必要性を認めたとしても、将来、収益が改善した場合には予定期率を引き下げた契約についても可能な範囲で予定期率を引き上げるなど、契約者の逸失利益を留保する義務的な仕組みを設けることが必要です。こうした対応がなければ、予定期率引下げという行為の片務性は極めて

内容が含まれており、かつ生命保険会社等に対する裁量行政の実態が如実に記載されている資料だからこそ、審議の中で取り扱ったものであります。にもかかわらず、過日の本席における竹中大臣質責決議に関する討議の中で、私の敬愛する林芳正議員から、本件を議事妨害と表現されたこと

公聴会の中では、公述人の方から、深刻な被害を引き起こすことになり、高齢者にとって耐えられない仕打ちとの指摘がありました。さらに、賛成の立場から参加された公述人からでさえ、老後の資産形成や万が一の不幸への備えを行ってきた保険契約者の生活設計を大きく損なうもので、社

ました。

多くの国民が社会保障の改悪や庶民増税による負担増、リストラや賃金の削減による収入の減少に苦しんでいます。その上、骨身を削って保険料支払いを続けている生命保険まで予定利率が引き下げられて保険金が大幅に減額される、こんなことは断じて許せません。

反対する第一の理由は、契約違反を公然と認め、社会の基本的なルールを破壊することあります。

本法案は、保険会社に対しても、約束した保険金を払わないという明らかな契約違反を許し、その負担を弱い立場に置かれている保険契約者に押し付けるものであります。契約違反を犯す側、約束を破った保険会社の側は不問に付し、何の責任もない個人契約者の側が保険金カットという重い負担を強いられる、正に正直者がばかを見るようなことは許されません。

金融庁は、自治的手続によることでその契約違反を正当化しようとしています。しかし、その自治的手段なるものは、形骸化した総代会を意思決定機関と位置付けた上、契約者にとって唯一の手段である異議申立ての要件を厳格に定めており、契約者の意思は事実上反映できないものとなっています。しかも、保険会社自らが予定利率の引下げなしでは破綻の蓋然性が高いと認めている下では、対象契約者にとっては異議申立てをして破綻してもいいのかと脅迫されているに等しく、事實上異議申立てなどできません。

また、委員会質疑の中で明らかになつたように、予定利率引下げ対象外の契約者についても解約ができないなどの重大な影響を受けるにもかかわらず、これらの契約者については、十分な説明がされないばかりか、異議申立ての機会もありません。これでは、自治どころか差別的な扱いだと言わざるを得ません。

更に重大なことは、法案が契約者集会を盛り込まなかつたことです。契約者集会は総代会が決め

た契約変更案を契約者が直接議決するために開催されるもので、金融審議会が、契約者の納得を得るために不可欠であり、予定利率引下げ制度導入の前提条件としていたものです。政府は、この契約者集会の開催を切り捨てた理由について、契約者数が何百万人と膨大であり現実的でないからだと言い訳しています。しかし、契約者が膨大であることは先刻承知であり、金融審議会も具体的な方策を提示しています。こんな言い訳が通らないことは明らかです。現実的でないと言ふならば、予定利率の引下げこそ現実的でないと言わざるを得ません。事実、すべての相互会社が、最近の総代会で、仮に本法案が通つても予定利率の引下げは行わないことを表明しているではありませんか。

反対する第三の理由は、本法案が契約者の負担で生命保険会社と株式持ち合い関係にある銀行を救うためのものとなっており、保険契約者保護という口実が全くの偽りだからです。

政府は、この時期に本法案を提出した理由として、最近の二年間で生保の経営環境が更に悪化したことを探げています。その最大の原因は、竹中大臣自身が認めているように、株価の大幅下落であります。本当に生保の危機を乗り切ろうというのなら、この株下落リスクをなくすことこそ必要です。特に、この二年間で六〇%も下落している銀行は生命保険会社にとって大きな爆弾となつていています。本法案の本当のねらいは、生保大手十社だけで六兆三千億円を超える生命保険会社から銀行への拠出を何とか維持させるため予定利率の引下げを行おうとするもので、銀行救援のための、保険契約者、何千人という国民にツケを回すものと断ぜざるを得ません。

第四の理由は、本法案が国民の理解を全く得ていません。本法案の原案を検討した二年前の金融審議会は、国民、契約者の理解、すなわち社会的認知が制度導入の前提だと強調し、環境が整っていないこと結論付け、予定利率引下げの制度をお蔵入りさ

せました。今日の環境は二年前と変わったのか。全く変わっていません。最近の世論調査では、予定利率引下げに賛成はわずか五・八%にとどまり、社会的認知など全く得られないことを示しています。

圧倒的多数の国民が反対している中でこのよう

な法律をつくったらどうなるか。それは現実の動

きを見れば明らかであります。本法案が浮上して以降、契約解除かけた違いに増加しております。

今年三月から直近の解約数は、転換による減少を含めて二千四百八十五万件に上り、昨年同時期の二百八十九万件に比べ八倍以上に上っています。

本気で生命保険の契約者を守ろうというのならば、今一番求められているのは生命保険への信頼性を高めることであります。にもかかわらず、これに全く逆行する法案を数を頼みに力ずくで押し通そうという政府・与党の態度は言語道斷であります。厳しく批判し、反対討論といったします。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) 島袋宗康君。

〔島袋宗康君登壇、拍手〕

○島袋宗康君 私は、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表いたしまして、ただいま議題となりました本法案について反対の討論を行ふものであります。

以下、反対理由を大きく四つの観点から述べたいと思います。

第一に、本法案の必要性が判断できる状況になつてないということです。

最後の最後の手段となるべきであります。資産の運用環境が現段階で良くないことは事実であります。また、政権交代でも起きない限り、今後もこ

うした状況が続く蓋然性は極めて高いと思われます。

最後の最後の手段となるべきであります。資産の運用環境が現段階で良くないことは事実であります。また、政権交代でも起きない限り、今後もこ

うした状況が続く蓋然性は極めて高いと思われます。

しかしながら、予定利率の引下げという非常手

筋が全く示されていません。さらに、現段階では、利差、費差、死差といった保険会社の経営状況を判断する上で必要な情報公開は十分進んでおらず、また、将来において進むという見通しも立っておりません。

こうした状況下で本法案の必要性を理解することは無理であり、少なくとも現段階において必要な法律でないことは明らかであります。

第二に、本法案の基本的枠組みに大きな問題があることです。

本法案では、保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合に予定利率の引下げができるとしています。この蓋然性は、保険会社が本来予測が困難な将来の株価や金利状況をあえて予測し会社の経営状況を判断するもので、金融庁がその妥当性を検証することになっております。しかし、この蓋然性なるものは、その判断のプロセスから考えてもかなり不確実なものと考えなければなりません。

一方、予定利率の引下げは、その前提条件が蓋然性という言わば仮置きのものであるにもかかわらず、契約者の負担だけは固定してしまつということを意味します。しかし、当初の予想に反し、予定利率引下げ後に景気が良くなり、結果的に予定利率の引下げは必要なかった、あるいは引下げ幅はもっと小さく済んだという場合が出てくることは十分想定されることであります。景気が良くなる状況ですから、政府の経済政策が目指す方向もあります。

問題は、この場合、本法案には予定利率の引下げによって発生した契約者の負担金がどうなるのかということについて明確な法的規定がないことがあります。蓋然性という不確かなものを前提とし、予定利率の引下げによって契約者に負担を求めることが認めた本法案である以上、法律で、求めた負担の規模が妥当であったかどうかの事後



○海野徹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、その内容は、持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、これらについて基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、環境教育の重要性と本案の果たすべき役割等について質疑が行われました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

一百一十九  
二百一十五

賛成  
投票総数

○議長(倉田寛之君)	本日はこれにて散会いたします。	反対	四
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕			

山崎 正昭君	西岡 武夫君
田名部匡省君	渡辺 秀央君
柏村 武昭君	浜四津敏子君
岸 宏一君	鶴岡 洋君
阿南 一成君	浜田卓二郎君
千景君	佐藤 昭郎君
吉田 博美君	椎名 一保君
松山 政司君	武見 敬三君
有村 治子君	國井 正幸君
大仁田 厚君	山村 公平君
森下 顯雄君	亀井 郁夫君
有馬 朗人君	谷川 秀善君
小泉 顯雄君	中原 爽君
大野つや子君	松村 龍二君
山下 英利君	狩野 安君
島袋 宗康君	清水 達雄君
高野 博師君	河本 英典君
森下 博之君	眞鍋 賢二君
高橋紀世子君	佐藤 泰三君
遠山 清彦君	野間 起君
沢 たまき君	橋本 聖子君
岩本 庄太君	鈴木 政二君
平野 達男君	林 芳正君
中島 啓雄君	常田 享詳君
加藤 修一君	後藤 博子君
岩本 伸哉君	小林 温君
澤 たまき君	中川 義雄君
岩本 伸哉君	山崎 力君

大江 康弘君	倉田 寛之君	出席者は左のとおり。
副議長	本岡 昭次君	午後零時五十一分散会
議員		○議長(倉田寛之君)
渡辺 孝男君	森 ゆうこ君	本日はこれにて散会いたします。
山本 香苗君	遠山 清彦君	(拍手)
平野 達男君	高橋紀世子君	
岩本 庄太君	岩永 浩美君	
中島 啓雄君	島袋 宗康君	
澤 たまき君	高野 博師君	
加藤 修一君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	
澤 たまき君	遠山 清彦君	
岩本 伸哉君	岩永 浩美君	
澤 たまき君	島袋 宗康君	
岩本 伸哉君	高野 博師君	
澤 たまき君	森下 博之君	
岩本 伸哉君	高橋紀世子君	</

官 報 (号 外)

平成十五年七月十八日 参議院会議録第四十一号

議長の報告事項

國務大臣	緒方 靖夫君	市田 忠義君	文教科学委員	西田 吉宏君	岡田 広君
総務大臣	片山虎之助君	市田 忠義君	農林水産委員	岩本 司君	円 より子君
法務大臣	森山 真弓君	吉岡 吉典君	加治屋義人君	吉岡 吉典君	柳田 稔君
環境大臣	鈴木 俊一君	小林 美恵子君	小林 美恵子君	西田 吉宏君	谷 博之君
(金融担当大臣)	竹中 平蔵君	高野 博師君	高野 博師君	千葉 景子君	信田 邦雄君
内閣官房長官	福田 康夫君	山口那津男君	片山虎之助君	柳田 稔君	佐藤 勝也君
国務大臣	森山 真弓君	西田 吉宏君	佐藤 勝也君	小川 勝也君	佐藤 勝也君
内閣委員	又市 征治君	大田 英夫君	若林 正俊君	木俣 佳丈君	木俣 佳丈君
総務委員	田 紙 智子君	八田ひろ子君	西田 吉宏君	松井 孝治君	松井 孝治君
辞任	池口 修次君	大田 昌秀君	高橋 千秋君	角田 義一君	角田 義一君
内閣委員	井上 哲士君	井上 美代君	佐藤 雄平君	高橋 千秋君	高橋 千秋君
総務委員	井上 哲士君	大沢 辰美君	森元 恒雄君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
辞任	藤井 俊男君	小川 勝也君	佐藤 雄平君	松 あきら君	松 あきら君
外交防衛委員	高野 博師君	和田ひろ子君	高橋 千秋君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
辞任	片山虎之助君	大門実紀史君	辻 泰弘君	松 あきら君	松 あきら君
予算委員	山本 香苗君	山本 孝史君	高橋 千秋君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
辞任	木庭健太郎君	小池 晃君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
行政監視委員	松 あきら君	岩佐 景子君	辻 泰弘君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
辞任	木庭健太郎君	佐藤 泰介君	高橋 千秋君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
財政金融委員	山本 香苗君	吉岡 吉典君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
辞任	木庭健太郎君	正行君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
補欠	山本 香苗君	長谷川 清君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
補欠	木庭健太郎君	岡崎トミ子君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
補欠	木庭健太郎君	吉川 春子君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において選任した理事は次のとおりで ある。	同日議長において選任した理事は次のとおりで ある。	同日議長において選任した理事は次のとおりで ある。
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	理事会 小林 元君 (小林元君の補欠)	理事会 小林 元君 (小林元君の補欠)	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	理事会 小林 元君 (小林元君の補欠)	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一部を改正する法律案(衆第一八号)	同日議員白浜一良君外九名から委員会審査省略要 求書を付して次の議案が提出された。	一部を改正する法律案(衆第一八号)	一部を改正する法律案(衆第一八号)	一部を改正する法律案(衆第一八号)	一部を改正する法律案(衆第一八号)
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の 推進に関する法律案(衆第三九号)	環境委員会に付託	環境委員会に付託	環境委員会に付託	環境委員会に付託	環境委員会に付託
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四〇 号)	財政金融委員会に付託	財政金融委員会に付託	財政金融委員会に付託	財政金融委員会に付託	財政金融委員会に付託
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 会に付託	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 会に付託	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 会に付託	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 会に付託	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 会に付託	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 会に付託

同日議員から次の議案が撤回された。

環境教育振興法案(小川勝也君外四名発議)(参考第七号)

同日、去る二月二十一日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者が撤回した旨同院に通知した。

環境教育振興法案(小川勝也君外四名発議)

同日議長は、元議員久保昌君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

同日議長は、元議員鈴木一弘君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

山下 善彦君

桜井 新君

辞任

財政金融委員

河本 英典君

小池 晃君

辞任

山口那津男君

遠山 清彦君

辞任

西田 吉宏君

高野 博師君

補欠

円 より子君

高橋 千秋君

辞任

大仁田 厚君

佐藤 雄平君

辞任

後藤 博子君

谷林 正昭君

辞任

吉川 春子君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

小林美恵子君

佐藤 雅史君

辞任

羽田雄一郎君

佐藤 雄平君

辞任

河本 英典君

佐藤 雅史君

辞任

高橋 千秋君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

同日議員から次の議案が提出された。

内閣委員

西銘順志郎君

野間 起君

補欠

河本 英典君

浜四津敏子君

桜井 新君

辞任

山下 善彦君

遠山 清彦君

補欠

吉川 春子君

辞任

高野 博師君

佐藤 雄平君

辞任

西田 吉宏君

佐藤 雅史君

辞任

吉岡 吉典君

佐々木知子君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

辞任

佐藤 雅史君

佐藤 雅史君

官報(号外)

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第一  
九号)審査報告書

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正  
する法律案(閣法第九九号)審査報告書

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の  
推進に関する法律案(衆第三九号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した  
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に  
関する法律の一部を改正する法律  
母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法

政策評価に関する決議案

右の議案を発議する。

平成十五年七月十六日

発議者

白浜 一良

北岡 秀一

佐藤 泰三

田村 公平

高嶋 良充

田名部 匡省

岩佐 恵美

統 訓弘

渡辺 秀央

又市 征治

加納 時男

近藤 剛

椎名 一保

橋本 聖子

林 芳正

福島啓史郎

森下 博之

若林 正俊

吉田 博美

森元 恒雄

脇 雅史

小川 勝也

鈴木 寛

池口 修次

岡崎トミ子

浅尾慶一郎

岩本 司

ブルネーマルティ

鶴岡 洋 山本 香苗  
西山登紀子

参議院議長 倉田 寛之殿

政策評価に関する決議

我が国は厳しい財政事情の下で、無駄を排した  
効果的かつ効率的な行政の推進が求められて  
いる。しかし、これまでの行政においては、法律の  
制定や予算の獲得等が重要視され、一度政策が決  
定されると、その効果や内外の社会経済情勢の変  
化をあまり考慮せずに政策を継続することが多  
かった。

平成十三年一月から全政府的に導入され、十四  
年四月からは法律に基づいて実施されている政策  
評価制度は、このような行政を改め、国民本位の  
効率的で質の高い行政を実現し、国民的視点に  
立った成果重視の行政へ転換するとともに、国民  
に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的  
としている。

政策評価制度は、導入されてからまだ日が浅  
く、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な  
反映など改善すべき課題が多い。今後、政策評価  
の重要性は一層増大することから、政策評価の質  
的向上を図り、政策評価情報の国民への積極的な  
提供と内容の充実に努めることにより、政策評価  
の信頼性・実効性を高め、同制度を定着させること  
が必要である。

よって政府は、政策評価制度の充実・発展を図  
るために、次の事項について適切な措置を講ずべき  
である。

一、政策評価の実施に当たっては、政策評価の精  
度及び客観性を高めるため、可能な限り定量的  
な評価手法を採用するとともに、政策評価の結

果を次年度の政策に適切に反映させるため、政  
策評価書の早期作成・公表及び評価の拡充に努  
めること。

二、総務省による評価専担組織としての政策評価  
の結果を踏まえ、各行政機関は、政策の見直  
し・改善に向けた措置を講ずること。また、総  
務省は、各行政機関が講じた政策の見直し・改  
善の状況について的確なフォローアップを行  
うこと。

三、容器包装のリサイクルの促進に関する政策に  
ついては、容器包装廃棄物の減量化と資源とし  
ての利用更に推進する必要があることから、  
リターナブル容器の使用を一層増大される方策  
を講ずるとともに、分別収集等に係る費用負担  
の在り方について拡大生産者責任の徹底を図る  
ことを含め、同政策の検証作業を進めること。

四、地域輸入促進に関する政策については、国際  
環境、経済情勢等の変化により、同政策の意  
義・役割が薄れてきていることから、新たに輸  
入促進地域の設定に係る主務大臣の同意  
及び既存地域に係る新たな施設整備への支援に  
ついて、原則として行わないこと。

五、リゾート地域の開発・整備に関する政策につ  
いては、社会経済情勢や国民の余暇活動に対  
するニーズ等の変化により、総合保養地域におけ  
る特定施設の整備状況や利用実績が当初見込み  
と比べ大幅に下回っていることから、道府県の  
同意基本構想の廃止等も含めた抜本的な見直し  
を促進させるよう、国の基本方針を早急に改め  
ること。

六、障害者の就業等に関する政策については、障  
害者の社会的・職業的自立の促進に資するた  
め、養護学校等生徒の就労支援や就職した卒業  
生の職場適応・定着支援の実施に際し、関係機  
関は一層の連携協力を図りつつ、きめ細かな施  
策の充実に努めること。また、障害者の法定雇  
用率達成に向けて、事業主に対する指導等の徹  
底を図ること。

七、政府金融機関等による公的資金の供給に関す  
る政策については、民業補完に徹し、民間金融  
機関の機能回復・強化の状況を踏まえつつ、政  
府金融機関等の改革を着実に進めることとする  
が、当面は、中小企業等の経営環境に最大限配  
慮し、政府金融機関等の積極的な活用を図ること。

八、政府金融機関等による公的資金の供給に関す  
る政策については、民業補完に徹し、民間金融  
機関の機能回復・強化の状況を踏まえつつ、政  
府金融機関等の改革を着実に進めることとする  
が、当面は、中小企業等の経営環境に最大限配  
慮し、政府金融機関等の積極的な活用を図ること。

右決議する。

審査報告書

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し  
た。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月十七日

政治倫理の確立及び選挙  
制度に関する特別委員長 杉掛 哲男

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、身体に重度の障害がある選挙人  
について選挙権行使の機会を拡充するため、郵  
便等による不在者投票の対象者を拡大すると  
ともに、郵便等による不在者投票をすることが  
できる選挙人のうち自ら投票の記載をすることが  
できないものとして政令で定めるものについ  
て、代理記載の制度を設けようとするもので

あつて、妥当な措置と認める。

、費用別紙の附帯決議を行つた

本法施行に要する経費として、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億円の見込みである。

附帶決議

政府は選挙権が議会代表民主主義の根幹をなすことにかんがみ、国民に投票の機会の保障が確保されるよう、次の諸点につき特段の配慮を行つべきである。

二、情報化社会の進展に伴い、障害者、高齢者等、誰もが公平かつ容易に使用できるユニバーサルデザインに基づいた電子投票システムを早急に確立すること。

三、すべての国民について選挙権行使の機会が確保されるよう、本法の施行状況等を勘案しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

巡回投票等についても、その導入を検討する」と。

選挙権行使の機会確保に全力を期すため、郵便等による不在者投票の拡充と併せ、選挙管理委員会の職員等が自宅を訪問して投票を受け付ける

右の本院提出案をここに送付する。

參議院議長 倉田 寛之殿 衆議院議長 綿貫 民輔

第 二 百 五 十 五 条 第 三 項 中 「 第 四 十 九 条 第 二 項 中 「 又 は 戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 」 に 改 め 、 「 規 定 す る 戦 傷 病 者 の 下 に 「 又 は 介 護 保 険 法 」 平 成 九 年 法 律 第 百 一 三 号 」 第 七 条 第 三 項 に 規 定 す る 要 介 護 者 を 加 え 、 同 条 第 三 項 を 同 条 第 四 項 と し 、 同 条 第 二 項 の 次 に 次 の 一 項 を 加 え る 。	公職選挙法の一部を改正する法律	次のように改正する。	公職選挙法(昭和二十一年法律第百三十六号)の一部を	次のように改正する。
3	前項に規定するものほか、第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関	「戦傷病者特別援護法」に改め、「規定する戦傷病者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第百一十三号)第七条第三項に規定する要介護者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。	「戦傷病者特別援護法」に改め、「規定する戦傷病者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第百一十三号)第七条第三項に規定する要介護者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。	「戦傷病者特別援護法」に改め、「規定する戦傷病者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第百一十三号)第七条第三項に規定する要介護者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3	前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選舉管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。	前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選舉管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができ者」を加える。	前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選舉管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができ者」を加える。	前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選舉管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができ者」を加える。
2	第二百三十七条の二の見出し中「代理投票」を記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	「代理投票等」に改め、同条に次の二項を加える。 第二百三十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	第二百三十七条の二の見出し中「代理投票」を記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	第二百三十七条の二の見出し中「代理投票」を記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
第一項	第二百三十七条の二	第二百三十七条の二	第二百三十七条の二	第二百三十七条の二
第二百三十七条の二	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記号	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記号	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記号	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記号
投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改め、同条の表中

第六十七条

第六十九条第二項

第六十八条 漁業法第九十一条

第六十七条规定

第六十八条

第六十九条第二項

第六十八条 漁業法第九十一条

に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第五条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第十項及び第十三条の二第二項中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第六条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

審査報告書

保険業法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年七月十七日

財政金融委員長 柳田 稔

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十五年七月十八日 参議院会議録第四十一号 公職選挙法の一部を改正する法律案 保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律

保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の处分等」を「第一節 業務及び財産の変更(第二百四十四条の二第一百四十条の十三)に、「第一節の二 合併等の手続の実施の命令等(第二節の管理等に関する内閣総理大臣の処分等)」に、「第一節の二 合併等の手続の実施の命令等(第二節の合併等における契約条件の変更(第二百五十条第一百五十六条第一百五十七条第一百五十五条の五)に、「第三節 合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六条第一百五十八条)を「第三節 合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六条第一百五十七条第一百五十八条)に、「第三節 合併等の手續の実施の命令等(第二百五十五条の五)に、「第三節 雜則(第二百七十二条第一百七十二条の二の四)」を「第五節 雜則(第二百七十二条第一百七十二条の二の四)」に改める。

五百五十五条の五)に、「第三節 雜則(第二百七十二条第一百七十二条の二の四)」を「第五節 雜則(第二百七十二条第一百七十二条の二の四)」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行うものであります。おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

第十一條中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

保険業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十五年七月十八日 参議院会議録第四十一号 公職選挙法の一部を改正する法律案 保険業法の一部を改正する法律案

(基金償却積立金の取崩し)

第五十六条の二 相互会社は、社員総会(総代会)を設けているときは、総代会の決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる。

2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 第一項の規定による基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の申請書には、第六十五条に(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 次項において準用する商法第三百七十六条第一項(資本の減少に関する債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対

し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信



二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約(公告等の時において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているもの(第二百四十九条の三の規定による命令により保険契約に係る支払が停止されているものを除く。)を含み、前号に掲げるものを除く。)

第二百五十二条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第二百三十五条第二項及び第二百三十七条第四項(第二百十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第二百三十五条第二項中「第二百三十

七条第二項の公告の時において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める保険契約とあるのは「第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、第二百三十七条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、当該保険契約について、第二百三十七条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「当該保険契約について、第一項の公告の時において」とあるのは「当該保険契約が第二百五十条第三項に規定する特定契約である場合において、当該保険契約につき」とする。

第二百五十四条第一項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。  
第二百五十五条第一項を「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。  
第二百五十五条第一項を次のように改める。  
2 前条第一項の合併をする場合における第二百六十六条第二項において準用する第十七条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する第十七条第二項中「当該公告の時において既に保険事故の発

生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利(以下この項において「保険金請求権等」という。)が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。)とあるのは「第二百五十四条第二項において準用する第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、同条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「保険金請求権等」とい

う。」とする。

第二百五十五条の二第二項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

第二百五十五条の二第二節を第二節とし、同章に第一節として次の二節を加える。

### 第一節 契約条件の変更

#### (契約条件の変更の申出)

第一二百五十五条の二第二節を第二節とし、同章に第一節として次の二節を加える。

### 第一節 契約条件の変更

#### (契約条件の変更の申出)

契約を除く。)について保険金額の削減その他の契約条項の変更(以下この節において「契約条件の変更」という。)を行ふ旨の申出をすることができる。

2 保険会社は、前項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等(外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。)の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、文書をもって、示さなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める保険契約をいう。

3 内閣総理大臣は、前項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める保険契約をいう。

3 第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第二百三十二条第一項(招集の通知)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の決議を行つ場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剩余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を

任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によって変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定期率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の決議)

第二百四十条の五 保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、第二百四十条の二第三項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の決議を経なければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条(定款変更の決議の方法)に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第二百三十二条第一項(招集の通知)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の決議を行つ場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剩余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を

第一二百五十五条の二第二節を第二節とし、同章に第一節として次の二節を加える。

第一二百五十五条の二第二節を第二節とし、同章に第一節として次の二節を加える。

第一二百五十五条の二第二節を第二節とし、同章に第一節として次の二節を加える。

2 契約条件の変更によって変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定期率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の決議)

第二百四十条の五 保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、第二百四十条の二第三項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の決議を経なければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条(定款変更の決議の方法)に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第二百三十二条第一項(招集の通知)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の決議を行つ場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剩余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を

任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によって変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定期率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の決議)

第二百四十条の五 保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、第二百四十条の二第三項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の決議を経なければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条(定款変更の決議の方法)に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第二百三十二条第一項(招集の通知)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の決議を行つ場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剩余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を

示さなければならない。

5 前項の方針については、その方針を定款に記載し、又は記録しなければならない。

(契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二百四十条の六 株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにを行う商法第二百四十四条第一項(株式併合)、第二百四十五条第一項(営業の譲渡及び譲受け)、第二百八十一条ノ一第二項(新株の有利発行)(同法第二百十一条第三項(会社が有する自己の株式の処分についての準用規定))において準用する場合を含む。)、第三百四十六条(ある種類の株主の総会)若しくは第三百七十五条第一項資本の減少)若しくは第六十九条第一項、第二百三十六条第一項若しくは同法第三百四十四条第三項の規定による決議若しくは同法第三百四十三条(定款変更の決議の方法)、第三百四十五条第一項(ある種類の株主の総会)、第三百五十三条第五項(株式交換契約書の承認)、同法第三百六十五条第三項(株式移転事項の承認)において準用する場合を含む。)、第四百五条(解散の決議)若しくは第四百八条第四項(合併契約書の承認)に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の一以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 株式会社である保険会社における前条第一項の決議とともにを行う商法第三百四十八条第一項(株式の譲渡を制限する定款変更の決議方法)、第三百五十三条第六項(株式交換契約書の承認)、第三百六十五条第一項(株式移転事項の承

認)又は第四百八条第五項(合併契約書の承認)

の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であって出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にことができる。

3 相互会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにを行う第四十一条若しくは第四十九条において準用する商法第二百四十条第一項(第一号を除く。)(営業の譲渡及び譲受け)若しくは第五十五条の二第二項、第六十条第一項、第八十六条第三項、第一百三十六条第一項若しくは第一百四十四条第三項の規定による決議若しくは第六十二条第一項、第一百五十六条第一項若しくは第七十二条第一項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員(総代会を設けているときは、総代)の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

4 第一項の規定により仮にした決議(以下この条において「仮決議」という。)があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通じし、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

5 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

6 前一項の規定は、第二項の規定により仮にし

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。

この場合において、第四項中「各株主」とあらわれるのは、各社員(総代会を設けているときは、総代)」と、同項及び第五項中「株主総会」とあるのは、「社員総会(総代会)」と、同項中「第一項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

(契約条件の変更に係る書類の備置き等)

第二百四十条の七 保険会社の取締役(委員会等設置会社等にあっては、執行役)は、第二百四十条の五第一項の決議を行うべき日の二週間前(外国保険会社等にあっては、契約条件の変更についての決定を行つた日)から第二百四十条の十三第一項の公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類(第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあっては、その方針の内容を示す書類を含む。)を各営業所又は各事務所(外国保険会社等にあっては、第百八十五条第一項に規定する支店等)に備え置かなければならない。

3 内閣総理大臣は、保険調査人が調査を適切に行っていないと認めるときは、保険調査人を解任することができる。

4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第八十条及び第八十一条第一項管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は、保険調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する会社更生法第八十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第二百四十条の二第一項の保険会社(次条及び第三百十八条の二において「被調査会社」という。)の負担とする。

めることができる。(保険調査人)

第二百四十条の八 内閣総理大臣は、第二百四十条の二第三項の承認をした場合において、必要があると認めるときは、保険調査人を選任し、保険調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 前項の場合においては、内閣総理大臣は、保険調査人が調査すべき事項及び内閣総理大臣に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、保険調査人が調査を適切に行っていないと認めるときは、保険調査人を解任することができる。

4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第八十条及び第八十一条第一項管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は、保険調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する会社更生法第八十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第二百四十条の二第一項の保険会社(次条及び第三百十八条の二において「被調査会社」という。)の負担とする。

(保険調査人の調査等)

2 保険会社の株主又は保険契約者(外国保険会社等にあっては、日本における保険契約者は、その営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は保険会社の定める費用を支払つてその賄本若しくは抄本の交付を求

の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被調査会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 保険調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。  
 (保険調査人の秘密保持義務)

第二百四十条の十 保険調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。保険調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2 保険調査人が法人であるときは、保険調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が保険調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。  
 (契約条件の変更に係る承認)

第二百四十条の十一 保険会社は、第二百四十条の五第一項の決議(外国保険会社等にあっては、契約条件の変更についての決定。以下この節において同じ。)があつた場合(第二百四十条の六第五項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により第二百四十条の五第一項の決議があつたものとみなされる場合を含む。)には、当該決議に係る契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めるなければならない。

2 内閣総理大臣は、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第二百四十条の五第一項の決議に係る契約条件の変更が当該保険会社の保険

業の継続のために必要なものであり、保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)  
 第二百四十条の十二 保険会社は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第二百四十条の五第一項の決議に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る保険契約者(以下この条において「変更対象契約者」という。)に対し、同項の決議に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類(第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあっては、その方針の内容を示す書類を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超える、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が変更対象契約者の当該

金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

第三百二十九条の二を同条第二項とし、同条に第三百十八条の二を同条第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

被調査会社の取締役、執行役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百二十二条第一項第一号中「第三百十六条第一号、第二号、第五号又は第六号」を「第三百六十一条第一号から第三号まで、第六号又は第七号」に改め、同項第三号中「第三百十六条第三号若しくは第四号」を「第三百十六条第四号若しくは第五号」に改める。

第三百二十九条第一項第一号中「規定する者」の下に「、保険会社の保険調査人」を加える。

第三百三十条第一項第二号中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改める。

第三百三十三条第一項各号列記以外の部分中「保険管理人」の下に「、保険調査人」を加え、同項第五号中、「第五十七条」を「から第五十七号まで」に改め、同項第八号中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め、同項第三十号中「第三百三十条第一項」の下に「、第二百四十条の三」を加える。

第三百三十六条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令

第三百二十二条第一項第三号中「第二百三十一条」の下に「、第二百四十条の三」を加える。

第三百三十六条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三百三十七条の二第一号中「第一編第十章第一節」を「第二編第十章第四節」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の政令への委任)

第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第三条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第一百七十七号)の一部を次のよう改訂する。

第五十二条第一項中「第二編第十章第一節第二款」を「第二編第十章第一節第一款」に改め

る。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のよう改訂する。

第一百九十七条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 基金償却積立金の取崩し  
三百六十二条に次の二号を加える。  
五 基金償却積立金の取崩し  
第二百六十三条第一号中「第六十条第二項第二号」を「第六十条第三項第一号」に改める。

第二百六十三条第一号中「第六十条第二項第二号」を「第六十条第三項第一号」に改める。

(基金償却積立金の取崩しに関する特例)

第三百一一条の一 更生計画において更生会社の基金償却積立金の取崩しをすることを定めた場合においては、保険業法第五十六条の二第二

四項の規定は、適用しない。

第三百三一条第四項及び第三百十七条第一号中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め

る。

審査報告書

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月十七日

法務委員長 魚住裕一郎  
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大

及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備、弁護士から任命される民事調停官及び家事調停官が裁判官の権限と同等の権限をもつて調停手続

を主宰する制度の創設並びに司法試験合格後に所定の法律関係事務に從事し、かつ、所定の研

修を修了した者等に対する弁護士資格の付与、

弁護士の綱紀・懲戒制度の整備、外國法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共

同事業等に関する規制の緩和等弁護士及び外国

法事務弁護士の制度の整備を行おうとするもの

であり、おおむね妥当な措置と認めること。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係機関並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をするべきである。

一 不動産に関する訴え提起しようとする者が、簡易裁判所の事物管轄の上限引き上げに伴い、訴訟の目的の価額の上限を超えない請求をする場合でも、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能を十分に踏まえ、第一審裁判所として地方裁判所も選べる旨周知すること。

二 簡易裁判所の事物管轄引上げに伴い、簡易裁判所と地方裁判所の役割及び民事訴訟法第十八条の簡易裁判所の裁量移送の趣旨が周知徹底されることはかんがみ、国民の弁護士へのアクセス拡充に支障が生じないよう、日本弁護士連合会が行う弁護士報酬の実態等の情報提供に協力すること。

七 弁護士の報酬に関する標準を示す規定が会則から削除されることに伴い、弁護士法第一條に明記された弁護士の職務に公共的性格があることにかんがみ、国民の弁護士へのアクセス拡充

に支障が生じないよう、日本弁護士連合会が行う弁護士報酬の実態等の情報提供に協力すること。

八 外國法事務弁護士が、弁護士との共同事業や弁護士の雇用により日本法などの職務外法律事務を取り扱うことのないよう、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士に対して広報及び研修や監督の充実に努めることについて十分な配慮をするとともに、本法の施行後、外国法事務弁護士の法律事務取扱いの状況にかんがみ、必要があるときは適時適切な見直しを行うこと。

九 右決議すること。

右決議する。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成十五年五月二十七日

参議院議長 綿貫 民輔

六 法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案  
司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

目次

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備(第一条—第三条)

第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設(第四条—第六条)

第三章 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備(第七条・第八条)

附則

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のよう改める。

第三十三条第一項第一号中「九十万円」を「百四十万円」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改める。

第八条第二項中「九十万円」を「百四十万円」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改める。

第一条中「以下同じ」を、第四号及び第五号を除き、「以下同じ」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他の裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

イ 旅費

(1) 旅行が本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常する交通費の額として最高裁判所が定め認める額に改め、同条第六号中「書記料」を作成及び提出の費用に、「用紙一枚につき」を「一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第十八号を前号に改め、同号を同条第七号とし、同条

定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額(当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額)

ロ 日当 出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限る。)に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

ハ 宿泊料 出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限る。)のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合は、本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

第二条第五号中「証人に支給する旅費、日当及び宿泊料」を「前号」に、「それらの額」を「旅費、日当及び宿泊料の額」として裁判所が相当と認める額に改め、同条第六号中「書記料」を作成及び提出の費用に、「用紙一枚につき」を「一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第十八号を前号に改め、同号を同条第七号とし、同条

第九号から第十一号までを「一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「第七号の例により算定した費用の額」を「交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「第十三号」を「第十二号」に、「書類の書記料(その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)及びその提出の費用」を「書

類で官庁等の作成に係るものとの交付を受けるために要する費用」に、「第六号から第八号まで」を「第七号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「同条第二項を同項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号中「第七号の例により算定した費用の」を通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定めるに改め、同号を同条第十八号とする。

第四条第一項及び第七項中「九十五万円」を「百六十万円」に改める。

第八条に次のただし書きを加える。

ただし、最高裁判所規則で定める場合に是、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条第三項中「三千円」を「四千円」に改める。

第二十四条中「(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百二十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)」及び「(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)」を削る。

第二十八条の二第一項中「供託するために要する旅費、日当及び宿泊料(供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用)、供託に

要する書類の書記料(その書類が官庁その他の

公の団体の作成に係るものについては、その交

付を受けるために要する費用)並びに供託の事

情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求

することができる」を次の各号に掲げる費用を

請求することができるものとし、その額は、そ

れぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

(一) 訴訟の目的の価額が三千万円までの部分	(一) 訴訟の目的の価額が五百万円までの部分
(二) 訴訟の目的の価額が三千万円を超えて七百円までの部分	(二) 訴訟の目的の価額が三千万円を超えて七百円までの部分
(三) 訴訟の目的の価額が三百万円までの部分	(三) 訴訟の目的の価額が三百万円までの部分
(四) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分	(四) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分
(五) 訴訟の目的の価額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(五) 訴訟の目的の価額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(六) 訴訟の目的の価額が一億円を超えて三十億円までの部分	(六) 訴訟の目的の価額が一億円を超えて三十億円までの部分
(七) 訴訟の目的の価額が十億円を超える部分	(七) 訴訟の目的の価額が十億円を超える部分
(八) その価額五百万円までの部分	(八) その価額五百万円までの部分

別表第一の一の項中(四)の価額十万円までの部分	別表第一の一の項中(四)の価額十万円までの部分
(五) 訴訟の目的の価額が五千万円を超えて一億円までの部分	(五) 訴訟の目的の価額が五千万円を超えて一億円までの部分
(六) 訴訟の目的の価額が三百万円までの部分	(六) 訴訟の目的の価額が三百万円までの部分
(七) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分	(七) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分
(八) その価額五百万円までの部分	(八) その価額五百万円までの部分

目的の価額が百万円までの部分	目的の価額が百万円までの部分
目的の価額が二十万円までの部分	目的の価額が二十万円までの部分
目的の価額が五十万円までの部分	目的の価額が五十万円までの部分
目的の価額が五百万円までの部分	目的の価額が五百万円までの部分
目的の価額が五千万円までの部分	目的の価額が五千万円までの部分
目的の価額が十億円までの部分	目的の価額が十億円までの部分
目的の価額が一百万円までの部分	目的の価額が一百万円までの部分
目的の価額が三千円までの部分	目的の価額が三千円までの部分
目的の価額が二千円までの部分	目的の価額が二千円までの部分
目的の価額が一千円までの部分	目的の価額が一千円までの部分
目的の価額が五百円までの部分	目的の価額が五百円までの部分
目的の価額が一百円までの部分	目的の価額が一百円までの部分
目的の価額が十円までの部分	目的の価額が十円までの部分

目的の価額が五千万円までごとに「一千万円」

目的の価額が五百万円までごとに「一千円」

目的の価額が三十万円までの部分

目的の価額が三十万円を超えて三百万円までの部分

目的の価額が三十万円までの部分

(一) 基礎となる額が三十万円までの部分	(一) 基礎となる額が三十万円までの部分
(二) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(二) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(三) 基礎となる額が三十万円までの部分	(三) 基礎となる額が三十万円までの部分
(四) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(四) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(五) 基礎となる額が三十万円までの部分	(五) 基礎となる額が三十万円までの部分
(六) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(六) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(七) 基礎となる額が三十万円までの部分	(七) 基礎となる額が三十万円までの部分
(八) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(八) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分

別表第一の一の項中(四)の額	別表第一の一の項中(四)の額
(一) 基礎となる額が三十万円までの部分	(一) 基礎となる額が三十万円までの部分
(二) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(二) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(三) 基礎となる額が三十万円までの部分	(三) 基礎となる額が三十万円までの部分
(四) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(四) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(五) 基礎となる額が三十万円までの部分	(五) 基礎となる額が三十万円までの部分
(六) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(六) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(七) 基礎となる額が三十万円までの部分	(七) 基礎となる額が三十万円までの部分
(八) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(八) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分

別表第一の一の項中(四)の額	別表第一の一の項中(四)の額
(一) 基礎となる額が三十万円までの部分	(一) 基礎となる額が三十万円までの部分
(二) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(二) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(三) 基礎となる額が三十万円までの部分	(三) 基礎となる額が三十万円までの部分
(四) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(四) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(五) 基礎となる額が三十万円までの部分	(五) 基礎となる額が三十万円までの部分
(六) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(六) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分
(七) 基礎となる額が三十万円までの部分	(七) 基礎となる額が三十万円までの部分
(八) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分	(八) 基礎となる額が三十万円を超えて三百万円までの部分

第三条第一項及び第七項中「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。



## (民事調停官の権限等)

第二十三条の三 民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定(第二十二条)において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停にして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るものと含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第三十条(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定(同法第五条の規定を除く。)において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関する権限である。

三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する権限(調停主任に係るものと含む。)において准用する第二十八条、第三十条(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

三十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十八条中「六箇月」を「一年」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正)

第五条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の一部を次のようにより改正する。

第一項及び第二項中「裁判」を「決定」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第六条 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十一号)の一部を次のようにより改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 審判(第九条 第十六条)

第三章 調停

第一節 通則(第十七条 第二十六条)

第二節 家事調停官(第二十六条の二 第二十九条)

第四章 罰則(第二十七条 第三十一条)

附則

3 民事調停官は、独立してその職務を行ふ。裁判所書記官に対し、その権限を行ふについて、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

4 民事調停官は、その権限を行ふについて、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

第二十三条の四 民事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十三条第一項中「家事審判官」の下に「、家事調停官」を加え、「十万円」を「三十万円」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第七条 第七条中「定が」を「定めが」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十三条の四 民事調停官には、別に法律で

定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十六条の見出しを「(過料の決定)」に改め、同条第一項中「裁判」を「の決定」に改め、同条第二項及び第三項中「裁判」を「決定」に改め

第三十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十八条中「六箇月」を「一年」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正)

第五条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の一部を次のようにより改正する。

第一項及び第二項中「裁判」を「決定」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第六条 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十一号)の一部を次のようにより改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 審判(第九条 第十六条)

第三章 調停

第一節 通則(第十七条 第二十六条)

第二節 家事調停官(第二十六条の二 第二十九条)

第四章 罰則(第二十七条 第三十一条)

附則

第七条 第七条中「定が」を「定めが」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第七条 第七条中「定が」を「定めが」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十三条の四 民事調停官には、別に法律で

第三章中第十七条の前に次の節名を付する。

第一節 通則 第二節 家事調停官

第二十六条の二 家事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。

家事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。

家事調停官は、任期を二年とし、再任されることはできる。

家事調停官は、非常勤とする。

家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることはない。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

この法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二十六条の三 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定(第七条において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)において家事審判官が行うものとして規定されている調停に関する権限のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第三条第二項後段において準用する同条

第一項ただし書、第二十条において準用する第十二条、第二十一条の二、第二十二条、第二十四条第一項、第二十七条及び第二十三条、第二十四条第一項、第二十二条の二第一項、第二十三

二十八条第二項の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている調停に関する権限

二 第七条において準用する非訟事件手続法の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている権限であつて調停に関する権限

「第八章 懲戒(第五十六条 第六十三条)  
第十九章 法律委員会及び綱紀委員会(第六十五条 第七十二条)  
第十一章 罰則(第七十五条 第七十九条)」を

由及び懲戒権者等(第五十六条 第六十三条)  
求人による異議の申出等(第六十四条 第六十三条)  
員会第六十五条 第六十九条  
第七十七条 第七十二条の九)  
査会第七十七条 第七十二条の九)  
の取扱いに関する取締り(第七十二条 第七十四条)  
七十五条 第七十九条)

第五条を次のように改める。

(司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事等の職に在つた者についての弁護士の資格の特例)

第五条 司法修習生となる資格を得た後、簡易

裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所書

事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所書

記官研修所若しくは法務省設置法(平成十一

年法律第九十三号)第四条第三十六号若しく

は第三十八条の事務をつかさどる機関で政令

で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院

の議員若しくは法制局参事又は内閣法制局参

事官の職に在つた期間が通算して五年以上に

なる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

第七条を削る。

第六条中「前二条」を「第四条から第五条の二まで及び前条」に改め、同条第一号及び第二号中「者。」を「者」に改め、同条第三号中「まつ消」を「抹消」に、「者。」を「者」に改め、同条第四号中「被保佐人。」を「被保佐人」に改め、同条第五号中「者。」を「者」に改め、同条を第七条とす

「第八章 懲戒(第五十六条 第六十三条)  
第十九章 法律委員会及び綱紀委員会(第六十五条 第七十二条)  
第十一章 罰則(第七十五条 第七十九条)」を

「第一節 懲戒(第五十六条 第六十三条)  
第二節 懲戒(第五十七条 第七十二条)  
第三節 懲戒(第五十八条 第七十三条)  
第四節 懲戒(第五十九条 第七十四条)  
第五節 懲戒(第六十条 第七十五条)  
第六節 懲戒(第六十一条 第七十六条)  
第七節 懲戒(第六十二条 第七十七条)  
第八節 懲戒(第六十三条 第七十八条)  
第九節 懲戒(第六十四条 第七十九条)」を

イ 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

イ 評議會その他の事業活動において作成することを要する書面の作成

イ 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の作成

イ 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

イ 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

イ 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の作成

一 前条又は第六条第一項第一号に規定する職に在った期  
間 前項各号

二 前項第一号に規定する職に在った期間 同項第一号

三 前項第三号に規定する職に在った期間 同項第一号及  
び第二号

(認定の申請)

第五条の三 前条第一項の規定により弁護士と  
なる資格を得ようとする者は、氏名、司法修  
習生となる資格を取得した年月日、同項の職

務に従事した期間及びその職務の内容その他

の法務省令で定める事項を記載した認定申請  
書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書には、司法修習生となる書

類を取得したことと証する書類、前条第一項  
第一号若しくは第三号の職に在った期間又は同項第一

項の職務に従事した期間及びその職務の内  
容を証する書類その他の法務省令で定める書  
類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費  
を勘案して政令で定める額の手数料を納めな  
ければならない。

(認定の手続等)

第五条の四 法務大臣は、前条第一項の規定に  
よる申請をした者(以下この章において「申請  
者」という。)が司法修習生となる資格を得た  
後に第五条の二第一項の職務に従事した期間  
が通算して七年以上になると認めるときは、  
申請者に対し、その受けるべき同項の研修

(以下この条において単に「研修」という。)を  
定めて書面で通知しなければならない。

（資料の要求等）  
ことができる。

第五条の六 法務大臣は、認定に関する事務の  
処理に関し必要があると認めるときは、申請  
者に対し必要な資料の提出を求め、又は公務  
所、公私の団体その他の関係者に照会して必  
要な事項の報告を求めることができる。

(法務省令への委任)

第五条の七 この法律に定めるもののほか、認  
定の手続に関し必要な事項は、法務省令で定  
める。

(最高裁判所の裁判官の職に在った者等につ  
いての弁護士の資格の特例)

第六条 次に掲げる者は、第四条の規定にかか  
わらず、弁護士となる資格を有する。

一 最高裁判所の裁判官の職に在った者

二 別に法律で定める大学の学部専攻科又は大学院にお  
ける法律学の教授又は助教授の職に在った  
者

三 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

四 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

五 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

六 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

七 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

八 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

九 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十一 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十二 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十三 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十四 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十五 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十六 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十七 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十八 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

十九 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

二十 別に法律で定める大学の学部専攻科  
又は大学院における法律学の教授又は助  
教授の職に在った者

を「次に掲げる」に、「基き」を「基づき」に、「登  
録換」を「登録換え」に改め、同項第一号中「第六  
条第三号」を「第七条第三号」に、「あたる」を「当  
たる」に、「登録まつ消」を「登録の抹消」に改  
め、同條第二項中「登録換」を「登録換え」に  
「虞」を「おそれ」に改める。

第十七条の見出し中「登録取消」を「登録取消  
し」に改め、同條中「左の」を「次に掲げる」に改  
め、同條第一号中「第六条第一号及び第三号乃  
至第五号の一」を「第七条第一号又は第二号から  
第五号までのいずれか」に改め、同條第二号及  
び第三号中「登録取消」を「登録取消し」に改  
め。

第三十条弁護士は、次の各号に掲げる場合に  
は、あらかじめ、当該各号に定める事項を所  
属弁護士会に届け出なければならない。

第三十条を次のように改める。

(當利業務の届出等)

第三十条弁護士は、次の各号に掲げる場合に  
は、あらかじめ、当該各号に定める事項を所  
属弁護士会に届け出なければならない。

一 自ら當利を目的とする業務を當もうとす  
るとき 商号及び当該業務の内容

二 當利を目的とする業務を當む者の取締  
役、執行役その他業務を執行する役員(以  
下この条において「取締役等」という。)又は  
使用者になろうとするとき その業務を當  
む者の商号若しくは名称又は氏名、本店若  
しくは主たる事務所の所在地又は住所及び  
業務の内容並びに取締役等になろうとする  
ときはその役職名

三 弁護士会は、前項の規定による届出をした  
者について、同項各号に定める事項を記載し  
た當利業務從事弁護士名簿を作成し、弁護士  
会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しな

2 前項第二号の規定の適用については、司法  
修習生となる資格を得た後に第五条に規定す  
る職に在った期間は、同号に掲げる期間とみ  
なす。

第十二条の見出し中「登録換」を「登録換え」に  
改め、同條第一項中「虞」を「おそれ」に、「左の」

ければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その

届出に係る事項に変更を生じたときは、逕常なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。

届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る取締役等若しくは使用人でなくなりたときも、同様とする。

4 弁護士会は、前項の規定による届出があつたときは、直ちに、當利業務従事弁護士名簿の記載を訂正し、又はこれを抹消しなければならない。

第三十条の二十一第四号中「第六条第一号」を「第七条第一号」に改め、同条第五号及び第六号中「登録取消」を「登録取消し」に改める。

第三十三条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「所在地」を「所在地」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「規定。」を「規定」に改め、同項第六号中「登録換」を「登録換え」に、「登録取消」を「登録取消し」に、「規定。」を「規定」に改め、同項第七号中「規定。」を「規定」に改め、同項第八号を次のように改める。

第三十四条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「所在地」を「所在地」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「規定。」を「規定」に改め、同項第六号中「登録取消」を「登録取消し」に改める。

第三十五条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のよう改める。

3 会長及び副会長は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十六条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のよう改める。

1 第三十三条第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

で、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

換えに、「登録取消」を「登録取消し」に、「規定。」を「規定」に改め、同項に次の一号を加える。

第二章中第五十六条の前に次の節名を付す。

三 綱紀審査会に関する規定

第五十四条第二項を次のように改める。

2 会長、委員及び予備委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八章中第五十六条の前に次の節名を付す。

三 綱紀審査会に関する規定

第五十五条第二項を次のように改める。

4 綱紀委員会は、第二項の調査により、第一項の請求が不適法であると認めるとき若しくは対象弁護士等につき懲戒の手続を開始することができるものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事案の輕重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、懲戒委員会に事案の審査を求めるべきである。

5 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

6 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

7 第一節 懲戒事由及び懲戒権者等

第五十五条第二項中「懲戒委員会の議決に基づいて」を「これを」に改める。

八 懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定

第三十三条第一項第九号から第十三号までの規定中「規定。」を「規定」に改め、同項第十四号を次のように改める。

九 営利業務の届出及び當利業務従事弁護士名簿に関する規定

第三十三条第二項第十五号及び第十六号中「規定。」を「規定」に改める。

第十 営利業務の届出及び當利業務従事弁護士名簿に関する規定

第三十五条第三項を次のように改める。

員会に事案の審査を求めなければならない。

第五十八条に次の三項を加える。

4 綱紀委員会は、第二項の調査により、第一項の請求が不適法であると認めるとき若しくは対象弁護士等につき懲戒の事由があると思料するとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるときは、懲戒の手続に付し、日本弁護士連合会の

人について懲戒の事由があると思料するとき改め、同條に次の五項を加える。

2 日本弁護士連合会は、弁護士又は弁護士法

の調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるこ

とを相当と認めるときは、その旨の議決をす

る。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、日本弁護士連合会の

懲戒委員会に事案の審査を求めるべきである。

3 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の

調査により対象弁護士等につき日本弁護士連

合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるこ

とを相当と認めるときは、その旨の議決をす

る。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第二項

の調査により、対象弁護士等につき懲戒の手

続を開始することができないものであると認

めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由が

ないと認めるとき又は事案の輕重その他情状

を考慮して懲戒すべきでないことが明らかで

あると認めるときは、日本弁護士連合会の懲

戒委員会に事案の審査を求めるべきことを相当

とする議決をする。この場合において、日本

弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁

護士等を懲戒しない旨の決定をしなければな

らない。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第三項

の審査により対象弁護士等につき懲戒するこ

をしなければ」に改める。

第六十条中「懲戒委員会の議決に基づき」を「次項から第六項までに規定するところにより」に改め、同條に次の五項を加える。

2 日本弁護士連合会は、弁護士又は弁護士法

の調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるこ

とを相当と認めるときは、その旨の議決をす

る。

3 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の

調査により対象弁護士等につき日本弁護士連

合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるこ

とを相当と認めるときは、その旨の議決をす

る。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第二項

の調査により、対象弁護士等につき懲戒の手

続を開始することができないものであると認

めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由が

ないと認めるとき又は事案の輕重その他情状

を考慮して懲戒すべきでないことが明らかで

あると認めるときは、日本弁護士連合会の懲

戒委員会に事案の審査を求めるべきことを相当

とする議決をする。この場合において、日本

弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁

護士等を懲戒しない旨の決定をしなければな

らない。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第三項

の審査により対象弁護士等につき懲戒するこ

とを相当と認めるときは、その旨の議決をす

る。

6 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の

調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲

戒委員会に事案の審査を求めるべきことを相当

とする議決をする。この場合において、日本

とを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

6 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等を懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

## 官報(号外)

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「による懲戒」を「により弁護士会がした懲戒の処分」に改め、「規定により」の下に「日本弁護士連合会から」を加え、同条第一項中「による」を「により弁護士会がした」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、第八章中同条の次に次の二節を加える。

## 第二節 懲戒請求者による異議の申出

(懲戒請求者による異議の申出)

第六十四条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないとときは、その請求をした者(以下「懲戒請求者」という)は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いと思料するときも、同様とする。

2 前項の規定による異議の申出相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのもの除く)は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3 异議の申出の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第一項に規定する信書便で提出した場合における前項の異議の申出期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(日本弁護士連合会の綱紀委員会による異議の審査等)

第六十四条の二 日本弁護士連合会は、前条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会(懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。以下同じ)の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

2 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことにについての異議の申出につき、前項の異議の審査を求める。この場合において原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査を行ふことを申し出ること

士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

6 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

ができる。この場合において、日本弁護士連合会は、綱紀審査会に綱紀審査を求めなければならない。

2 前項の規定による綱紀審査の申出は、日本弁護士連合会がした当該異議の申出を却下し、又は棄却する決定に係る第六十四条の七第一項第六号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第六十四条第三項の規定は、前項の綱紀審査の申出に準用する。

4 第六十四条の四 綱紀審査会は、前条第一項の綱紀審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当と認めるときは、その旨の議決をする。この議決は、出席した委員の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

5 前項の場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、自らがした異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

6 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

7 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査を行ふことを申し出ること

査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 繩紀審査会は、前項の場合を除き、第一項の議決が得られなかつたときは、その旨の議決をしなければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、繩紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒委員会による異議の審査等)

第六十四条の五 日本弁護士連合会は、第六十条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されたものであるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に異議の審査を求めるべきではない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

(懲戒の処分の通知及び公生)

第六十四条の六 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒するときは、対象弁護士等に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、その旨の議決をする。こ

の場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

4 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いとする異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

5 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき その旨

四 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき その旨及びその理由

九 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき その旨及びその理由

2 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒したときは、速やかに、弁護士会にあつては懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、日本弁護士連合会にあつて書面により通知しなければならない。

は懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 日本弁護士連合会は、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

(懲戒の手続に関する通知)

第六十四条の七 弁護士会は、その懲戒の手続に関し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 繩紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を始めたとき又は懲戒委員会に異議の審査を始めたとき その旨及びその理由

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 繩紀委員会に異議の審査を始めたとき その旨及びその理由

四 第六十四条の二第二項又は第六十四条の四第二項の規定により原弁護士会に事案を送付したとき その旨及びその理由

五 原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じたとき その旨及びその理由

六 异議の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

七 繩紀審査の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

八 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき その旨

2 日本弁護士連合会は、その懲戒の手続に関し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

第三節 懲戒委員会

第六十六条第一項中「委員長及び委員若干人」

を「四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の委員」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条の次に次の四条を加える。

(懲戒委員会の委員)

第六十六条の二 弁護士会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察庁検事長若しくは地方検察庁検事正の推薦に基づき、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

3 懲戒委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 懲戒委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(懲戒委員会の委員長)

第六十六条の三 懲戒委員会に委員長を置き、

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

(懲戒委員会の予備委員)

第六十六条の四 懲戒委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるときは又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第六十六条の二の規定は、予備委員に準用する。

(懲戒委員会の部会)

第六十六条の五 懲戒委員会は、事案の審査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

第五節 約紀委員会

第七十条の見出し中「及び機能等」を削り、同条第一項中「各弁護士会に」を「各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ」に改め、同条第二項中「約紀委員会」を「弁護士会の約紀委員会」に改め、「第五十八条第二項」の下に「及び第七十一条の六第二項」を加え、「の会員」を所属の弁護士及び弁護士法人に改め、同条第三項を次のように改める。

3 日本弁護士連合会の約紀委員会は、第六十一条第二項及び第七十二条の六第二項の調査並びに第六十四条の二第一項の異議の審査その他弁護士及び弁護士法人の約紀保持に関する事項をつかさどる。

3 「弁護士法人」を「対象弁護士等」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」を「この場合において、その弁護士又は弁護士法人の社員は」に改め、同条第三項を次のように改める。

第十七条の二 約紀委員会は、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の委員をもつて組織する。

(約紀委員会の委員)

第十七条の三 弁護士会の約紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第一項後段の規定を準用する。

2 日本弁護士連合会の約紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第二項後段の規定を準用する。

(約紀委員会の部会)

第六十九条 前三条の規定は、懲戒委員会の部会に準用する。

第六十九条の次に次の節名を付する。

第四節 約紀委員会

第七十条の見出し中「及び機能等」を削り、同条第一項中「各弁護士会に」を「各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ」に改め、同条第二項中「約紀委員会」を「弁護士会の約紀委員会」に改め、「第五十八条第二項」の下に「及び第七十一条の六第二項」を加え、「の会員」を所属の弁護士及び弁護士法人に改め、同条第三項を次のように改める。

3 部会が審査をした事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができ

4 約紀委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 約紀委員会は、その定めるところにより、委員の互選によりこれを定める。

(約紀委員会の委員長)

第六十七条第一項中「懲戒委員会は、」の下に

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ約紀委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

(綱紀委員会の予備委員)  
 第七十条の五 綱紀委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。  
 2 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。  
 3 第七十条の三の規定は、予備委員に準用する。

(綱紀委員会の部会)  
 第七十一条 綱紀委員会は、事案の調査又は審査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。  
 2 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。  
 3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。  
 4 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

(綱紀審査会の設置)  
 第七十二条 日本弁護士連合会に綱紀審査会を置く。

2 綱紀審査会は、弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をし、かつ、日本弁護士連合会がこれに対する懲戒請求者による異議の申出を却下し、又は棄却する決定をした場合において、なお懲戒請求者からの申出があるときに、国民の意見を反映させて懲戒の手続の適正を確保するため必要な綱紀審査を行ふ。

第九章中第七十一条の次に次の六条を加える。

5 綱紀委員会は、その定めるところにより、部会が調査又は審査をした事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(綱紀委員会による陳述の要求等)  
 第七十一条の七 綱紀委員会は、調査又は審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることがができる。

(綱紀審査会の組織)  
 第七十二条の二 綱紀審査会は、委員十一人をもつて組織する。

(綱紀審査会の委員)  
 第七十三条の三 綱紀審査会の委員は、学識経験のある者(弁護士、裁判官若しくは検察官である者又はこれらであった者を除く。)の中から、日本弁護士連合会の会長が日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠

(綱紀委員会の議決書)  
 第七十一条の八 綱紀委員会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

(綱紀委員会の部会に関する準用規定)  
 第七十一条の九 前二条の規定は、綱紀委員会の部会に準用する。

第五節 綱紀審査会  
 第七十二条 綱紀審査会を次のように改める。

(綱紀審査会の委員長)  
 第七十一条の四 綱紀審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ綱紀審査会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

(綱紀審査会の予備委員)  
 第七十一条の五 綱紀審査会に、日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、対象弁護士等の所属弁護士会の綱紀委員会又は日本弁護士連合会の綱紀委員会に必要な調査を嘱託することができる。

第八条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 弁護士法人 弁護士法の規定による弁護士法人をいう。

第一条に次の二号を加える。

十五 外国法共同事業 外国法事務弁護士と

弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

第八条中「第六条」を「第七条」に改める。

第十条第一項第二号ハ中「第六条第三号」を

「第七条第三号」に改める。

第十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 外国法事務弁護士の當利業務の届出及び當利業務従事外国法事務弁護士名簿に関する規定

第三十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第六条第三号」を「第七条第三号」に改める。

第四十五条第三項中「外国法事務弁護士は」の下に、「外国法事務弁護士」を加え、「その弁護士」を「その外国法事務弁護士、弁護士」に改める。

第四十九条及び第四十九条の二を次のように改める。

(権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士

又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務(以下「権限外法律事務」という。)の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

「権限外法律事務」という。の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

「当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに

当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

の範囲

第三項及び第二項の規定にかかわらず、これ

と同一の名称を使用することができます。

第五十条第一項に後段として次のように加え

る。

この場合において、同法第三十条第一項及

び第四項中「當利業務従事弁護士名簿」とある

のは、「當利業務従事外国法事務弁護士名簿」

と読み替えるものとする。

第五十三条の見出しを「(懲戒の手続)」に改

め、同条第二項及び第三項中「あつたときは」の

下に「、懲戒の手続に付し」を加え、同条第六項

を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第

四項の次に次の三項を加える。

6弁護士会の綱紀委員会及び外国法事務弁護士

士、第一項の請求をした者、関係人及び官公

署その他に対して陳述、説明又は資料の提出

を求めることができる。

7日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を

懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内

容を官報をもつて公告しなければならない。

第五十四条中「第六十三条」を「第六十一條」に

改め、「規定は懲戒」の下に「の手続」を加え、

「第六十四条」を「第六十三条」に、「懲戒手続」を「懲戒の手続」に改める。

第五十六条第六項中「第五十三条第三項」を「第六十六条の四第二項」に、「同条第三項中「会長」」を「同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 弁護士法第六十六条の二第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第六十六条の三第一項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員について、同法第六十六条の三第一項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員について準用する。

(審査手続)

第五十七条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける外国法事務弁護士は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その外国法事務弁護士は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査が必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士、第五十三条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対しても陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 弁護士法第六十七条の二及び第六十八条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査

手続について準用する。

第五十八条第八項中「第五十三条第三項」を

「第七十条の五第二項」に、「同条第三項中「会長」」を「同条第一項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 弁護士法第七十条の三第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第七十条の四第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について準用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第十二条及び第十三条の規定

二 第二条(民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。)及び

三 第八条(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第八条、第十条、第十四条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第五十条、第五十三条、第五十四条及び第五

章並びに附則第三条から第五条までの規定)は、平成十六年一月一日

2 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

(弁護士の営利業務の届出に関する経過措置)

第二条(新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。)又はその代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。)が一部施行日以後に行う期日の出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた期日への出頭及び一部施行日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(過納手数料の還付に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、第一条の規定による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置)

2 施行日前に司法書士又は司法書士法人がした司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項に規定する簡裁訴訟代理関係業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律(以下「新費用法」という。)第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第二号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

(弁護士の営利業務の届出に関する経過措置)

第六条 施行日前に第七条の規定による改正前の弁護士法(以下「旧弁護士法」という。)第三十条第三項の許可を受けて営利を目的とする業務を當み、若しくはこれを當む者の使用者となり、又は當利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となっている弁護士は、施行日において引き続きその業務を當み、又はその地位にあろうとするときは、施行日前に、第七条の規定による改正後の弁護士法(以下「新弁護士法」という。)第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は

る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

(第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置)

2 新費用法第二十八条の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

(新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

(新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。)又はその代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。)が一部施行日以後に行う期日の出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた期日への出頭及び一部施行日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(過納手数料の還付に関する経過措置)

第六条(新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係

届出に係る地位を失ったときも、同様とする。

3 前二項の規定による届出のあった事項につい

ては、施行日に新弁護士法第三十条第一項の規

定による届出があつたものとみなす。ただし、

前項後段の規定による届出があつたものについ

ては、この限りでない。

(弁護士等の懲戒の事由に関する経過措置)

第七条 施行日前に弁護士が旧弁護士法第三十条

の規定に違反したときは、その弁護士の所属弁

護士会又は日本弁護士連合会は、施行日以後

も、当該事実に基づきその弁護士を懲戒するこ

とができる。

(弁護士等の懲戒の手続に関する経過措置の原

則)

第八条 弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の手

続については、次条に定めるものを除き、施行

日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開

始された事案についても新弁護士法の規定を適

用する。ただし、旧弁護士法の規定により生じ

た効力を妨げない。

(弁護士等の懲戒の手続に関する経過措置の特

別)

第九条 施行日前に旧弁護士法第六十一条第一項

の規定による異議の申出がなされた事案に係る

懲戒の手続については、新弁護士法第六十四条

の六及び第六十四条の七の規定を除き、なお從

前の例による。

2 新弁護士法第六十四条の六第二項及び第三項

の規定は、施行日前に弁護士会又は日本弁護士

連合会がした懲戒の処分については、適用しな

い。

3 新弁護士法第六十四条の七の規定は、同条第

一項各号又は第二項各号に規定する通知の事由

が施行日前に生じた場合については、適用しな

い。

4 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士

法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲

戒した場合において、その弁護士又は弁護士法

人に対する懲戒の請求をした者が施行日以後に

これについての異議の申出をするときは、その

異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該

弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を

懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した

ことの通知を受けた日(通知を受けた日が施行

日前である場合は、施行日の翌日から起算し

て六十日以内にしなければならない。

5 新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項

の異議の申出に準用する。

(日本弁護士連合会の綱紀委員会等の委員の任

期に関する特例)

第十条 施行日以後最初に委嘱される日本弁護士

連合会の綱紀委員会の委員の任期は、新弁護士

法第七十条の三第三項の規定にかかるらず、日

本弁護士連合会の総会の決議の定めるところに

より、当該委員の総数の半数(当該委員の総数

が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)については、一年と

する。

2 施行日以後最初に委嘱される綱紀審査会の委員の任期は、新弁護士法第七十一条の三第二項

の規定にかかるらず、日本弁護士連合会の総会

の決議の定めるところにより、そのうち五人に

ついては、一年とする。

(綱紀委員会の委員等の委嘱手続に関する特例)

第十一条 新弁護士法第七十条の三第一項及び第五項(これららの規定を新弁護士法第七十条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による新弁護士法第七十一条の三第一項(新弁護士法第七十一条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による新弁護士法第三十条第一項の規定によると、新弁護士法第七十一条の三第一項(新弁護士法第七十一条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による綱紀審査会の委員及び予備委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(外国法事務弁護士の懲戒の処分に関する経過措置)

第十二条 施行日前に第八条の規定による改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「旧外弁法」という。)第五十条第一項において準用する旧弁護士法第三十条の規定に違反したことによる懲戒の処分については、なお従前の例による。

第一項において準用する旧弁護士法第三十条第三項の許可を受けて営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となっている外国法事務弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあろうとするときは、施行日前に、第八条の規定による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新外弁法」という。)第五十条第一項において準用する新弁護士法第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができる。

(民事調停法の一部改正)

第十五条 民事調停法の一部を次のように改正する。

第一十三条の二第五項第一号中「第六条各号」を「第七条各号」に改める。

(民事調停法の一部改正)

第十六条 家事審判法の一部を次のように改正する。

3 前二項の規定による届出のあった事項につい

ては、施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は

届出に係る地位を失ったときも、同様とする。

4 前二項の規定による届出のあった事項につい

ては、施行日に新外弁法第五十条第一項におい

て準用する新弁護士法第三十条第一項の規定に

よる届出があつたものとみなす。ただし、前項後段の規定による届出があつたものについては、この限りでない。

5 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士

法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲

戒した場合において、その弁護士又は弁護士法

人に対する懲戒の請求をした者が施行日以後に

これについての異議の申出をするときは、その

異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該

弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を

懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した

ことの通知を受けた日(通知を受けた日が施行

日前である場合は、施行日の翌日から起算し

て六十日以内にしなければならない。

6 新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項

の異議の申出に準用する。

(日本弁護士連合会の綱紀委員会等の委員の任

期に関する特例)

第十一条 施行日前に第八条の規定による改正前の

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法(以下「旧外弁法」という。)第五十条

第一項において準用する旧弁護士法第三十条第

三項の許可を受けて営利を目的とする業務を営

み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は

営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となっている外国法事務弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあろうとするときは、施行日前に、第八条の規定による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新外弁法」という。)第五十条第一項において準用する新弁護士法第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができる。

(民事調停法の一部改正)

第十七条 家事審判法の一部を次のように改正する。

官報(号外)

第一二十六条の二第五項第一号中「第六条各号」

を「第七条各号」に改める。

(弁護士法第五条第三号に規定する大学を定め  
る法律の一部改正)

第十七条 弁護士法第五条第三号に規定する大学  
を定める法律(昭和二十五年法律第二百八十八号)  
の一項を次のように改正する。

題名及び本則中「第五条第三号」を「第六条第一  
項第二号」に改める。

(税理士法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 税理士法の一部を改正する法律(昭和  
三十六年法律第二百三十七号)の一項を次のよう  
に改正する。

附則第十五項中「この法律による改正後の弁  
理士法第五条第三号、公認会計士法第四条第七  
号、弁護士法第六条第三号及び第十二条第一項  
第一号並びに司法書士法第三条第五号を「弁護  
士法第七条第三号及び第十二条第一項第一号」  
に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する  
法律の一部改正)

第十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に  
関する法律(平成三年法律第七十七号)の一項を  
次のように改正する。

別表第十三号中「第十一章」を「第十一章」に改め  
る。

審査報告書

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育  
の推進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月十七日

環境委員長 海野 徹

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、持続可能な社会を構築する上で  
国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにそ  
の促進のための環境保全の意欲の増進及び環境  
教育が重要であることにかんがみ、これらにつ  
いて、基本理念を定め、並びに国民、民間団体  
等、国及び地方公共団体の責務を明らかにする  
とともに、基本方針の策定その他の環境保全の  
意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を  
定めようとするものであり、おおむね妥当な措  
置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育  
の推進に関する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年七月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育  
の推進に関する法律案

育の推進に関する法律

第一条 この法律は、健全で恵みかな環境を維  
持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の  
発展を図りながら持続的に発展することができ

る社会(以下「持続可能な社会」という。)を構築  
する上で事業者、国民及びこれらの者の組織す  
る民間の団体(以下「国民、民間団体等」とい  
う。)が行う環境保全活動、環境保全  
の意欲の増進及び環境教育について、基本理念  
を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方  
公共団体の責務を明らかにするとともに、基本  
方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び  
環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現  
在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保  
に寄与することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「環境保全活動」とは、  
地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及  
び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出  
を含む。以下単に「環境の保全」という。)を主た  
る目的として自発的に行われる活動のうち、環  
境の保全上直接の効果を有するものをいう。

2 この法律において「環境保全の意欲の増進」と  
は、環境の保全に関する情報の提供並びに環境  
の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜  
の供与であって、環境の保全についての理解を  
深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進する  
ために行われるものをいう。

3 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環  
境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海  
岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これ  
を維持管理することの重要性について一般の理  
解が深まるよう、必要な配慮をするとともに、  
国土の保全その他の公益との調整に留意し、並  
びに農林水産業その他の地域における産業との  
調和、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向  
上並びに地域における環境の保全に関する文化  
及び歴史の継承に配慮して行われるものとす  
る。

3 この法律において「環境教育」とは、環境の保  
全についての理解を深めるために行われる環境  
の保全に関する教育及び学習をいう。

(国民、民間団体等の責務)

第四条 国民、民間団体等は、前条の基本理念  
(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環  
境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう  
努めるとともに、環境保全の意欲の増進その他

的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育  
成してこれと共生する地域社会を構築すること

並びに循環型社会を形成し、環境への負荷を低  
減することの重要性を踏まえ、国民、民間団体  
等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会  
の構築のために社会を構成する多様な主体がそ  
れぞ適切な役割を果たすこととなるように行  
われるものとする。

の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、経済社会の変化に伴い、持続可能な社会の構築に関し国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教

育の果たすべき役割がより重要となることになるとがみ、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境保

全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育を行なう国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意するものとする。

2 国は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の動向等を勘案して、定めるものとする。

(基本方針)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(基本方針)

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境

一 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

二 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 その他環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する重要な事項

3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬい。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行なうものとする。

5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。

6 環境大臣及び文部科学大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(基本方針)

第十条 事業者及び民間の組織する民間の団体(次項及び第二十三条第一項において「民間団体」という。)、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

(基本方針)

第十二条 事業者及び民間の組織する民間の団体(次項及び第二十三条第一項において「民間団体」という。)、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であつてその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行なうものに対し、環境の保全に関する指導を行なうことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行なうよう努めるものとする。

(人材認定等事業の登録)

第十二条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行なう能力を有する者を育成し、又は認定する事業(以下「人材認定等事業」という。)であつて主務省令で定めるものを行う国民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

4 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第十七条の規定による情報の提供(第十一条第七項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む。)その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするよう努めるものとする。

5 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。

二 人材認定等事業の内容

三 その他主務省令で定める事項

3 申請をすることができない。

一 第二十六条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

2 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

<p>三 法人その他の団体であつて、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>5 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>6 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>7 登録を受けた人材認定等事業(以下「登録人材認定等事業」という。)を行なう国民、民間団体等(以下「登録民間団体等」という。)は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>8 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(報告、助言等)</p>
<p>第十二条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、登録その実施する登録人材認定等事業に關し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るために必要な助言をすることができる。</p> <p>(表示の制限)</p> <p>第十三条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第十四条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができること。</p> <p>一 登録人材認定等事業が、第十二条第四項各号に掲げる要件に適合しないと認められる場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>二 登録民間団体等が、第十二条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 登録民間団体等が、第十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>五 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(主務省令への委任)</p>
<p>第十五条 第十二条から前条までに定めるもののほか、登録に關し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>(都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等)</p> <p>第十六条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等)</p> <p>第十七条 主務大臣は、国民、民間団体等の行う環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。</p> <p>(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上)</p> <p>第十八条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>四 その他環境保全の意欲の増進を行うこと。</p> <p>二 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び國が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「拠点機能整備」という。)に努めるものとする。</p> <p>三 環境保全の意欲の増進を行う国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「拠点機能整備」という。)に努めるものとする。</p> <p>2 都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置)</p> <p>3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行なうものとする。</p> <p>(環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備)</p> <p>第十九条 国は、国民、民間団体等並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進</p>	<p>(主務省令への委任)</p>
<p>するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>一 国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>二 環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等に係る助言を行うことその並びに必要な助言を行うこと。</p> <p>三 環境保全の意欲の増進を行なう国民、民間団体等相互間の情報交換及び交流に関し、その機会を提供することその他の便宜を供与すること。</p> <p>四 その他環境保全の意欲の増進を行なうこと。</p> <p>二 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び國が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「拠点機能整備」という。)に努めるものとする。</p> <p>三 環境保全の意欲の増進を行なう国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「拠点機能整備」という。)に努めるものとする。</p> <p>2 都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置)</p> <p>3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行なうものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行なうものとする。</p> <p>(環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備)</p> <p>第十九条 国は、土地又は建物の所有者又は使用者について、必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置)</p> <p>2 都道府県及び市町村が行う拠点機能整備の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行なうものとする。</p> <p>3 国は、土地又は建物の所有者又は使用者及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限る。)が当該土地又は建物を自然体験活動の場として提供することその他の多数の者を対象とするの</p>	<p>(主務省令への委任)</p>

にふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (協働取組の在り方等の周知)

**第二十一条** 国は、協働取組(一)以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。(以下この条において同じ。)について、その在り方、その有効かつ適切な実施の方法及び協働取組相互の連携の在り方の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (財政上の措置等)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (情報の積極的公表等)

**第二十三条** 国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民、民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

2 国は、前項の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うよう努めるものとする。

## (配慮等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、環境保全

の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないよう配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

## (主務大臣等)

**第二十五条** この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

**2** この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

## (罰則)

**第二十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の登録を受けた者

二 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

政策評価に関する決議案(白浜一良君外九名発議)  
(委員会審査省略要求事件)

賛成者氏名  
阿南一成君  
愛知治郎君  
荒井正吾君  
市川一朗君  
岩井國臣君  
岩永浩美君  
上野公成君  
尾辻秀久君  
大仁田厚君  
太田豊秋君  
加治屋義人君  
狩野安君  
柏村武昭君  
亀井郁夫君  
木村仁君  
北岡秀二君  
沓掛哲男君  
岸久世君  
河本英典君  
国井正幸君

投票者氏名  
小泉顯雄君  
小林温君  
斎藤祥肇君  
佐々木知子君  
佐藤泰三君  
齊藤滋宣君  
鴻池温君  
近藤剛君  
佐藤昭郎君  
斎藤新君  
山東昭子君  
清水嘉与子君  
佐藤弘成君  
陣内孝雄君  
世耕弘成君  
田浦達雄君  
田村公平君  
伊達忠一君  
武見敬三君  
段本幸男君  
常田享詳君  
中川義雄君  
中曾根弘文君  
仲道俊哉君  
野上浩太郎君  
野間赳君  
橋本聖子君  
中島啓雄君  
中原爽君  
西銘順志郎君  
野沢太三君  
南野知恵子君  
服部三男雄君  
福島啓史郎君  
保坂三藏君  
舛添要二君  
松田岩夫君  
松谷蒼一郎君  
藤井基之君  
真鍋賢二君  
林芳正君  
松村龍二君  
三浦一水君  
宮崎秀樹君  
森田次夫君  
森山裕君  
山内俊夫君

る。ただし、第十二条から第十六条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、平成十六年十月一日から施行する。

## (検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 1 この法律は、平成十五年十月一日から施行す

## 附 则

## (施行期日)

この法律は、平成十五年十月一日から施行す

る。

2 この法律は、平成十五年十月一日から施行す

る。

3 この法律は、平成十五年十月一日から施行す

る。

4 この法律は、平成十五年十月一日から施行す

る。

官 報 (号 外)

平成十五年七月十八日 参議院会議録第四十一号

投票者氏名

官 報 (号外)

勝木 健司君	川橋 幸子君
郡司 彰君	奥石 東君
佐藤 道夫君	櫻井 充君
鈴木 寛君	高橋 千秋君
佐藤 齋藤	谷林 正昭君
小林 元君	ジル・オーナー マルティ君
北澤 俊美君	中島 章夫君
神本 美恵子君	角田 義一君
	藤井 俊男君
	長谷川 清君
	和田ひろ子君
	篠瀬 進君
	山根 隆治君
	円 より子君
	堀 利和君
	広中和歌子君
	藤井 俊男君
	中島 章夫君
	谷林 正昭君
	高橋 千秋君
	鈴木 寛君
	佐藤 齋藤
	小林 美恵子君
	北澤 俊美君

井上 哲士君	池田 韶方
小泉 純子君	大門 実紀史君
井上 美代君	煙野 君枝君
岩佐 恒美君	吉岡 吉典君
大沢 辰美君	林 紀子君
尾辻 秀久君	西山登紀子君
太田 豊秋君	八田ひろ子君
大仁田 厚君	宮本 岳志君
上野 公成君	宮本 岳志君
岩永 浩美君	宮本 岳志君
井上 岩佐	吉川 春子君
小池 晃君	西岡 武夫君
	平野 達男君
	西岡 武夫君
	田名部匡省君
	柏村 武昭君
	河本 英典君
	狩野 安君
	岸 宏一君
	金田 勝年君
	太田 豊秋君
	大島 慶久君
	大野つや子君
	岡田 広君
	片山虎之助君
	景山俊太郎君
	加藤 紀文君
	松谷蒼一郎君
	藤井 基之君
	橋本 聖子君
	林 芳正君
	福島啓史郎君
	保坂 三蔵君
	松山 政司君
	松田 岩夫君
	森下 博之君
	溝手 顕正君
	仲道 俊哉君
	野上浩太郎君
	南野知恵子君
	服部三男雄君
	舛添 要一君
	西銘順志郎君
	野沢 太三君
	岩永 浩美君

井上 哲士君	池田 韶方
小泉 純子君	大門 実紀史君
井上 美代君	煙野 君枝君
岩佐 恒美君	吉岡 吉典君
大沢 辰美君	林 紀子君
尾辻 秀久君	西山登紀子君
太田 豊秋君	八田ひろ子君
大仁田 厚君	宮本 岳志君
上野 公成君	宮本 岳志君
岩永 浩美君	宮本 岳志君
井上 岩佐	吉川 春子君
小池 晃君	西岡 武夫君
	平野 達男君
	西岡 武夫君
	田名部匡省君
	柏村 武昭君
	河本 英典君
	狩野 安君
	岸 宏一君
	金田 勝年君
	太田 豊秋君
	大島 慶久君
	大野つや子君
	岡田 広君
	片山虎之助君
	景山俊太郎君
	加藤 紀文君
	松谷蒼一郎君
	藤井 基之君
	橋本 聖子君
	林 芳正君
	福島啓史郎君
	保坂 三蔵君
	松山 政司君
	松田 岩夫君
	森下 博之君
	溝手 顕正君
	仲道 俊哉君
	野上浩太郎君
	南野知恵子君
	服部三男雄君
	舛添 要一君
	西銘順志郎君
	野沢 太三君
	岩永 浩美君

岩城 光英君	上杉 光弘君
中原 岩城 光英君	小野 清子君
中原 岩城 光英君	大島 慶久君
中原 岩城 光英君	大野つや子君
中原 岩城 光英君	岡田 広君
中原 岩城 光英君	片山虎之助君
中原 岩城 光英君	景山俊太郎君
中原 岩城 光英君	加藤 紀文君
中原 岩城 光英君	松谷蒼一郎君
中原 岩城 光英君	藤井 基之君
中原 岩城 光英君	橋本 聖子君
中原 岩城 光英君	林 芳正君
中原 岩城 光英君	福島啓史郎君
中原 岩城 光英君	保坂 三蔵君
中原 岩城 光英君	松山 政司君
中原 岩城 光英君	松田 岩夫君
中原 岩城 光英君	森下 博之君
中原 岩城 光英君	溝手 顕正君
中原 岩城 光英君	仲道 俊哉君
中原 岩城 光英君	野上浩太郎君
中原 岩城 光英君	南野知恵子君
中原 岩城 光英君	服部三男雄君
中原 岩城 光英君	舛添 要一君
中原 岩城 光英君	西銘順志郎君
中原 岩城 光英君	野沢 太三君
中原 岩城 光英君	岩永 浩美君

岩城 光英君	上杉 光弘君
中原 岩城 光英君	小野 清子君
中原 岩城 光英君	大島 慶久君
中原 岩城 光英君	大野つや子君
中原 岩城 光英君	岡田 広君
中原 岩城 光英君	片山虎之助君
中原 岩城 光英君	景山俊太郎君
中原 岩城 光英君	加藤 紀文君
中原 岩城 光英君	松谷蒼一郎君
中原 岩城 光英君	藤井 基之君
中原 岩城 光英君	橋本 聖子君
中原 岩城 光英君	林 芳正君
中原 岩城 光英君	福島啓史郎君
中原 岩城 光英君	保坂 三蔵君
中原 岩城 光英君	松山 政司君
中原 岩城 光英君	松田 岩夫君
中原 岩城 光英君	森下 博之君
中原 岩城 光英君	溝手 顕正君
中原 岩城 光英君	仲道 俊哉君
中原 岩城 光英君	野上浩太郎君
中原 岩城 光英君	南野知恵子君
中原 岩城 光英君	服部三男雄君
中原 岩城 光英君	舛添 要一君
中原 岩城 光英君	西銘順志郎君
中原 岩城 光英君	野沢 太三君
中原 岩城 光英君	岩永 浩美君

仲道 俊哉君	野上浩太郎君
野間 起君	南野知恵子君
橋本 聖子君	服部三男雄君
林 芳正君	舛添 要一君
藤井 基之君	西銘順志郎君
橋本 聖子君	野沢 太三君
林 芳正君	岩永 浩美君
福島啓史郎君	西銘順志郎君
保坂 三蔵君	野沢 太三君
松山 政司君	岩永 浩美君
松田 岩夫君	西銘順志郎君
森下 博之君	野沢 太三君
溝手 顕正君	岩永 浩美君
仲道 俊哉君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	西銘順志郎君
南野知恵子君	西銘順志郎君
服部三男雄君	西銘順志郎君
舛添 要一君	西銘順志郎君
西銘順志郎君	西銘順志郎君
野沢 太三君	西銘順志郎君
岩永 浩美君	西銘順志郎君

西銘順志郎君	野沢 太三君
南野知恵子君	西銘順志郎君
服部三男雄君	西銘順志郎君
舛添 要一君	西銘順志郎君
西銘順志郎君	西銘順志郎君
野沢 太三君	西銘順志郎君
岩永 浩美君	西銘順志郎君

反対者氏名  
浅尾慶一郎君  
朝日俊弘君  
九七名

官 報 (号 外)

平成十五年七月十八日 参議院会議録第四十一号 投票者氏名

投票者氏名

川橋	郡司	幸子君
奥石	彰君	
齋藤	東君	
樺葉賀津也君	勁君	
高嶋	良充君	
千葉	景子君	
谷	博之君	
辻	泰弘君	
直嶋	正行君	
信田	邦雄君	
平田	健二君	
福山	哲郎君	
藤原	正司君	
柳田	孝治君	
峰崎	直樹君	
松井	秀樹君	
山本	孝史君	
井上	哲士君	
若林	秀樹君	
池田	幹幸君	
大沢	辰美君	
岩佐	惠美君	
小林美恵子君		
西山登紀子君		
八田ひろ子君		
吉川	春子君	
宮本	岳志君	
大江	康弘君	
田名部匡省君		
高橋紀世子君		

北澤	小林	俊美君
佐藤	泰介君	元君
鈴木	櫻井	
高橋	谷林	充君
千秋君	角田	寛君
正昭君	中島	
長谷川	中島	
清君	角田	アテ君
廣中和歌子君	義一君	
藤井	中島	
俊男君	章夫君	
堀	長谷川	
利和君	清君	
円	廣中和歌子君	
より子君	藤井	
築瀬	俊男君	
進君	堀	
山根	利和君	
隆治君	円	
和田ひろ子君	より子君	
市田	築瀬	
井上	進君	
美代君	山根	
和田ひろ子君	隆治君	
忠義君	和田ひろ子君	
靖夫君	市田	
智子君	井上	
親司君	美代君	
大門実紀史君	和田ひろ子君	
君枝君	忠義君	
紀子君	靖夫君	
吉典君	智子君	
岩本	親司君	
莊太君	大門実紀史君	
島袋	君枝君	
田村	紀子君	
西岡	吉典君	
武大夫君	岩本	
秀昭君	莊太君	
宗康君	島袋	

日程第四 環  
境教育の推進  
賛成者氏名

## 日程第四 環境の保全のための意欲の増進及び 境教育の推進に関する法律案(衆議院提出)

森	ゆうこ君	平野 貞夫君
渡辺	秀央君	広野 ただし君
中村	昌義君	
又市	征治君	
黒岩	宇洋君	
大田	昌義君	
本岡	昭次君	
阿南	一成君	
愛知	治郎君	
荒井	正吾君	
有村	治子君	
市川	一朗君	
岩井	國臣君	
岩永	浩美君	
上野	公成君	
尾辻	秀久君	
太田	豊秋君	
岡田	広君	
加藤	紀文君	
亀井	郁夫君	
木村	仁君	
北岡	秀二君	
沓掛	哲男君	
景山俊太郎君	片山虎之助君	

松岡満壽男君	平野 達男君
山本 正和君	大脇 雅子君
大渕 紗夫君	田 英夫君
椎名 素夫君	西川きよよ君
阿部 正俊君	(院提出) 二三五名
青木 幹雄君	
有馬 朗人君	
泉 信也君	
入澤 肇君	
岩城 光英君	
上杉 光弘君	
小野 清子君	
大島 慶久君	
大野つや子君	
狩野 千景君	
扇 安君	
柏村 武昭君	
金田 勝年君	
河本 英典君	
岸 宏一君	
久世 公堯君	
国井 正幸君	

小斎平敏文君	後藤	博士子君
近藤	佐藤	昭郎君
齊藤	滋宣君	
桜井	新君	
清水嘉与子君	一保君	
椎名	鈴木政二君	
鶴谷	勝嗣君	
田中	直紀君	
田村耕太郎君		
竹山裕君		
谷川秀善君		
月原茂皓君		
鶴保庸介君		
中島啓雄君		
中曾根弘文君		
仲道俊哉君		
野上浩太郎君		
野間赳君		
橋本聖子君		
林芳正君		
藤井基之君		
真鍋賢二君		
松谷蒼一郎君		
松村龍二君		
三浦一水君		
宮崎秀樹君		
森田次夫君		
森山裕君		
山内俊夫君		

山崎　山下　吉村剛太郎君　英利君　山本　一太君  
 浅尾慶一郎君　伊藤　基隆君　岩本　司君  
 江田　五月君　小川　勝也君　大塚　勝木　川橋　耕平君  
 郡司　彰君　佐藤　幸子君　勝司君　東君　道夫君  
 與石　充君　櫻井　鈴木　佐藤　寛君　谷林　正昭君  
 高橋　千秋君　角田　アルテ君　中島　アルテ君  
 谷林　正昭君　角田　義一君　中島　章夫君  
 長谷川　清君　藤井　俊男君　堀　利和君  
 広中和歌子君　和田　ひろ子君　山根　隆治君  
 築瀬　進君　円　より子君　糸井　満治君  
 薫科　和田君　魚住裕一郎君

山崎	正昭君	吉田	善彦君	山下	吉田	正昭君
若林	敏夫君	江本	孟紀君	若林	博美君	正俊君
海野	徳君	岡崎トミ子君	俊弘君	池口	修次君	正昭君
朝日	俊弘君	北澤	俊美君	北澤	俊美君	正昭君
小川	元君	小林	泰介君	佐藤	齊藤	修次君
江本	元君	北澤	俊美君	佐藤	齊藤	正昭君
孟紀君	俊美君	佐藤	齊藤	齊藤	齊藤	正昭君
正俊君	正昭君	北澤	俊美君	齊藤	齊藤	正昭君
俊弘君	正昭君	北澤	俊美君	齊藤	齊藤	正昭君
正昭君	正昭君	北澤	俊美君	齊藤	齊藤	正昭君

官 報 (号 外)

木庭健太郎君	風間	遠山	白浜
浜四津敏子君	相君	清彦君	一良君
森本潤君	統	訓弘君	
司君			
山下栄一君			
山本保君			
井上哲士君			
池田幹幸君			
岩佐恵美君			
大沢辰美君			
小池晃君			
小林美恵子君			
西山登紀子君			
八田ひろ子君			
宮本岳志君			
吉川春子君			
田村秀昭君			
大江康弘君			
平野貞夫君			
広野ただしき君			
渡辺秀央君			
大田昌秀君			
又市征治君			
黒岩中村			
宇洋君敦夫君			
本岡昭次君			

草川	沢	たまき君	昭三君
鶴岡	高野	浜田卓二郎君	博師君
弘友	松	あきら君	山口那津男君
和夫君	渡辺	孝男君	山本香苗君
市田	井上	忠義君	緒方靖夫君
小泉	美代君	智子君	紙親司君
畑野	井上	智子君	大門実紀史君
林	吉岡	吉典君	君枝君
島袋	岩本	莊太君	絪子君
西岡	武夫君	宗康君	ゆうこ君
平野	田	達男君	森
大渕	英夫君	雅子君	大脳
椎名	西川	素夫君	きよよし君

反対者氏名

田名部匡省君  
松岡滿壽男君

四名  
高橋紀世子君  
山本正和君

官 報 (号 外)

平成十五年七月十八日 参議院会議録第四十一号

第明治  
三種  
郵便  
物認  
可日  
三十  
五年  
三月  
三十一  
二

発行所
二東京下 獨立番号一〇 四都港五 行政区八 虎ノ門四 門四四五 二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 一部 二三〇円)